

Ⅱ 教育行財政

Ⅰ 教育の沿革

寛文 4 . 9 . 8	谷津の東福寺の住職宥円の筆子塚に俗人弟子10名の名前が記される。
天明 6 . 10 . 9	久々田(津田沼)の三橋茂兵衛家の墓地に、鷺沼村筆子中と刻まれた筆子塚が建てられる。 近世、習志野市域の村々では、各地域に寺子屋・私塾があったことが、筆子塚や伝承などによって確認されている。その多くは近世後期～幕末に開かれた。多くの場合、各地域の寺院が教育機関の役割を果たしていた。 安政5年に建てられた、藤崎の正福寺にある田久保伊三郎の筆子塚には、藤崎村をはじめ周辺6か村67名の名前が刻まれている。また、当時の寺子屋の師匠としては、久々田(津田沼)の吉野伊左衛門、吉野伊助、鷺沼村の村山茂樹、渡邊佐源次、渡邊藤右衛門などが記録されている。
明治初年	藤崎村の自宅において、田久保伊三郎の養子伊助が、師匠として20～30名を教えた。また、実靱村の無量寺の住職照永が150名ほどの俗人弟子に読み書きを教えていた。しかし、ともに明治初めに廃校となった。
4 . 7 . 18	文部省がおかれ、全国の学事を統轄。
5 . 8 . 3	学制が制定され「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期し」全国を8大学区、1大学区を32中学区、1中学区を210小学区にわけ、人口約600人に対し1小学校の設置を図った(フランス型学制)。当地域は第1大学区第24番中学区に属した(第1大学区は関東全府県、山梨県、静岡県。県下の中学区は第20～27番中学区にわけられる)。
9 . 8	小学教則が制定。印旛県達により寺子屋廃止。 同月、印旛県が葛飾郡流山に印旛官立学舎を設立し、教員養成を開始する。
6 . 2 .	印旛県の調査によると、千葉郡で12校の小学校が設立されていた。 当時の小学校は6歳で入学し、下等小学4年、上等小学4年の2段階にわけられていた。進級・卒業は試験により、14歳で卒業となった。
6 .	木更津県と印旛県が合併して千葉県が成立する。
7 .	各中学区に学区取締が任命され、市域では久々田の三橋承卿と馬加(幕張)の大須賀喜内が任命された。
11 . 1	久々田村東漸寺を仮校舎として第24番中学区 菊田学校設置。 教員1 主者:吉野伊左衛門 生徒数:男59 女15 (明治7年文部省年報による。) 同年、実靱村無量寺を仮校舎として第24番中学区 実靱学校設置。 教員1 生徒数:男33 女3 (明治8年文部省年報による。) 同年、大久保新田に第24番中学区 大久保学校設置。 教員1 主者:森田喜平次 生徒数:男28 女4 (明治7年文部省年報による。)
7 , 1 . 15	藤崎村正福寺を仮校舎として第24番中学区 藤崎学校設置。 教員:田久保伊助 主者:田久保長兵衛 生徒数:男20 女5 (明治7年文部省年報などによる。)
11 . 19	鷺沼村慈眼寺を仮校舎として第24番中学区 鷺沼学校設置。 教員:森庄次郎 後に渡辺良輔 主者:廣瀬喜兵衛 生徒数:男41 女7 (明治7年文部省年報などによる。)
8 . 4 . 3	谷津村東福寺を仮校舎として第24番中学区 谷津学校設置。 教員1 生徒数:男49 女6 (明治8年文部省年報による。)
9 . 8 . 2	訓導、授業生、授業生試補は訓導、准訓導、助教、仮助教となる。
12 . 25	定期試験が久々田村の学校で行われる(学区取締 大須賀喜内 三橋承卿並びに鷺沼村准訓導渡辺良輔、藤崎村助教田久保伊助、谷津村助教近藤吾平次、久々田村助教三橋安のほか、近隣各村の学校から試験官が参集)。

- 明治 12 . 9 . 29 学制を廃して教育令が布告され、町村に公立小学校を設置し、菊田小学校等に改称。学区取締にかえて、公選の学務委員が学事を管理する。義務就学年限を学齢期間中、最低16か月とする(アメリカ型、自由型)。
- 13 . 12 . 28 教育令改正。義務就学の年限が3か年に延長。修身を首位とする道德教育主義へ(ドイツ型)。
- 14 . 5 . 4 小学校教則綱領により初等科3年、中等科3年、高等科2年となり、当地では初等科がおかれた(中等科は検見川校、中野校におかれ生徒各1 高等科は登戸校におかれ、男生徒2名のみ)。
- 15 . 3 . 実籾小学校は天戸、薬師山(長作)小学校と合併し、長作小学校が設立。長胤寺を仮校舎とする。
教員6 児童数:男184 女167 学級6
- 18 . 8 . 12 半年進級制が1年進級制になる。学務委員制度が廃止される。
- 12 . 20 内閣制度が発足。初代文部大臣・森 有礼就任。
- 19 . 4 . 10 小学校令が公布され尋常科4年(義務制)、高等科4年とし、教育内容の画一化をはかる。
- 20 . 4 . 1 大久保小、谷津小、鷺沼小、藤崎小は三輝(後に菊田と改称)尋常小学校に統合され、分教場として存続。
- 21 . 11 . 菊田校の扁額が、伊藤弥一(5村連合戸長)から寄贈された。
- 22 . 4 . 1 谷津村、久々田村、藤崎村、鷺沼村、大久保新田を合わせて津田沼村が誕生(村長・伊藤弥一)。

◎当時の人口と戸数

区 分	谷 津	久々田	藤 崎	鷺 沼	大久保新田	合 計
人 口	922	1,643	314	1,285	287	4,451
戸 数	156	297	78	239	44	814

- 10 . 3 津田沼村鷺沼大堀込216番地に鷺沼尋常小学校設置認可(児童数:116)。
- 24 . 1 . 11 23年10月30日発布の教育勅語の謄本が、本校及び各分校に下賜された。
- 25 . 4 . 1 小学校令(23年10月7日公布)が全国一斉に施行。谷津、藤崎尋常小学校独立校になる。
- 10 . 18 富塚甚之丞藤崎尋常小学校の本科訓導となり、明治31年8月15日まで在職。この頃藤崎小学校校舎が、現在の藤崎保育所南側に設置(田んぼの学校と通称)。
- 26 . 5 . 13 鷺沼校扁額が掲げられる。
- 7 . 1 東漸寺を仮校舎として津田沼高等小学校設置。

各区の戸数


区 分	谷 津	久々田	藤 崎	鷺 沼	大久保新田	合 計
戸 数	150	300	75	235	40	800

各学校の職員・児童数 (明治27年3月現在)

校 名	菊田小	谷津小	藤崎小	鷺沼小	高等小	合 計
児 童	85	60	50	80	65	340
教 員	2	1	1	2	2	8
小 使	1	1	0	0	0	2

(明治27年度予算書より)

- 授業料 尋常小学校 月8銭 高等小学校 月20銭(同)
- 28 . 8 . 30 大久保新田字牧野57番地に大久保尋常小学校設置。
- 32 . 3 . 31 大久保尋常小学校に補習科設置認可。(在籍男1 女1)34年度生徒なく廃止。
- 11 . 18 騎兵旅団司令部設置のため大久保尋常小学校は弁天原392番地2号薬師堂へ移転。
- 33 . 8 . 18 小学校令改正。義務教育4か年が確立。尋常小学校の授業料無料の原則(34年度より3か月授業料徴収が認可される。)
- 34 . 9 . 1 大久保尋常小学校が弁天原397番地の新校舎へ移転。
- 36 . 3 . 3 津田沼町となる。(人口6,106名 町長・笠川徳脩)
- 37 . 4 . 1 小学校で国定教科書が使われる。

明治 40 . 3 . 21	小学校令が改正。
41 . 4 . 1	小学校令が施行され、尋常6年、高等科2年(3年)の制度に変わる。全町6校(菊田尋常小学校、大久保尋常小学校、谷津尋常小学校、藤崎尋常小学校、鷺沼尋常小学校、津田沼高等小学校)が統合され、「津田沼尋常高等小学校」が東漸寺を仮校舎として設置される。(学校長・吉野茂助、尋常科999名、高等科87名、教員19名)。菊田(校長・広瀬金八)、鷺沼(同 吉野忠治)、大久保(同 平山虎吉)、谷津(同 織戸喜代吉)、藤崎(同 金平直吉)の各尋常小学校は第1~第5分教場となり、各校長はその主任となる。
43 . 10 . 13	尋常科5年以上は本校に通学。就学率97.18%
	 <div data-bbox="903 495 1417 763" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>津田沼尋常高等小学校が、東漸寺から現在のJA千葉みらい裏に新校舎移転 津田沼尋常高等小学校記念碑 (S57. 3. 31設置) 記念碑建立実行委員会を編成し、旧校地津田沼5-13-4に設置</p> </div>
大正 元 . 9 . 17	私立大正中学館(学館長・吉野茂助)設置認可。中等程度 修業3か年 自宅において、10月1日より授業開始。
4 . 5 . 5	私立弘文学校(校長・川島晃阿)設置認可。国、漢、英、数を授業。修業3か年。藤崎の正福寺において授業。後に墓地南側藤崎2丁目に移転。
6 . 4 . 1	各分教場の第4学年児童を本校へ(但し、大久保分教場を除く)。
10 . 1	台風による高潮のため中央校舎1棟倒壊する。
7 . 4 . 1	大久保分教場は、この日より第4学年児童を本校へおくる。
8 . 6 . 22	習志野俘虜収容所のドイツ兵オーケストラ「美しく青きドナウ」を演奏。
11 . 7 . 25	津田沼教育会発足(会長・町長:中嶋佐内 副会長・魚池半助校長)。
14 . 7 . 1	津田沼青年訓練所設置。津田沼尋常高等小学校長が主任を兼ねる。 生徒数:1~4学年 140名
昭和 2 . 1 . 8	第1(菊田)、第2(鷺沼)、第4(谷津)、第5(藤崎)の各分教場廃止。これらの全児童を本校の新校舎に収容。第3(大久保)分教場は存続(この頃の藤崎分教場北側が今の藤崎保育所)。
4 . 1	尋常科:児童数 1,184名 学級数 20 高等科:児童数 169名 学級数 3
8 . 2 .	私立大正中学館廃校。
5 . 31	津田沼農業補習学校設置。津田沼尋常高等小学校長が校長兼任。
10 . 4 . 1	青年訓練所と農業補習学校は廃止され、津田沼青年学校設置。校長は小学校長兼任。
	このころまでに鷺沼台に遠藤隆吉博士によって習志野体育奨励会が設立される。 津田沼尋常高等小学校附属幼稚園設置。現在の菊田公民館の位置。 小学校長が園長兼任。
11 . 5 . 31	本園を本校に、分園を大久保分教場内におく(6月1日開園式)。
16 . 4 . 1	国民学校令施行。小学校を国民学校に改称。
8 .	私立弘文学校廃校。
19 . 4 . 1	大久保分教場が、大久保国民学校として独立(初等科6年まで。11学級、352名)。
4 . 6	少年团组织編成(部落毎)。
11 . 30	9月30日に設立を許可された大久保国民学校附属幼稚園設置、大久保国民学校長が園長を兼任(大久保分園児をそのまま受け入れる)。
20 . 4 . 1	決戦教育措置要綱により、国民学校初等科のほかは授業停止。 戦時教育令公布。
8 . 15	第二次世界大戦終結。

昭和 21 . 4 . 1	船橋市、津田沼町、幕張町など1市9町村による市町村組合立習志野農業学校が二宮町薬円台に設置。25年4月1日県立船橋高校の習志野分校となり、38年4月1日県立菜園台高校となる。
9 . 10	千葉医科大学附属研究所が、陸軍習志野学校跡（現在の泉町3丁目）に設置。24年5月31日、千葉大学腐敗研究所となる。
10 . 24	県立千葉工業学校が、鉄道第2連隊材料廠跡（現在の津田沼1丁目）に移転。
22 . 3 . 31	教育基本法施行。
4 . 1	学校教育法施行。6・3制発足。国民学校を小学校に改称。
4 . 7	私立千葉工業大学が、鉄道第2連隊跡（現在の津田沼2丁目）に移転してくる。
4 . 30	千葉郡津田沼町立津田沼中学校設置（津田沼小学校内）。 千葉郡幕張町立幕張中学校設置（旧日立青年学校跡。現在の実籾小所在地）。
5 . 10	県下一斉に中学校開校式を行う。
23 . 3 . 22	津田沼中学校が騎兵第16連隊跡（現在の泉町3丁目、大久保保育所の位置）に移転。
3 . 31	津田沼青年学校廃止。
4 . 1	県立千葉工業学校は、県立千葉工業高等学校に昇格（工業化学、機械、電気）。
10 . 1	組合立習志野農業学校が農業高等学校に昇格。
11 . 1	教育委員会法の施行により、千葉県教育委員会発足。
24 . 5 . 9	津田沼中学校の一部（1年生）が鉄道第2連隊跡（現在の谷津1丁目）に移転。
6 . 10	社会教育法公布施行。
8 . 31	津田沼中学校が、町立第一中学校と町立第二中学校に分かれる。
25 . 1 . 16	津田沼小学校のマンモス化にともない、谷津分校を設置（現在の谷津5丁目）。
2 . 28	社会教育委員設置。
4 . 1	私立東邦大学（医学部進学課程、薬学部、理学部）が、騎兵第13・15連隊跡に設立。 県立千葉工業高等学校に定時制課程（電気、機械）併設。
26 . 3 . 1	私立順天堂大学（医学部進学課程、体育学部）が、騎砲兵連隊跡に設置。
4 . 1	谷津分校が千葉郡津田沼町立谷津小学校として独立。津田沼小学校長が校長を兼任（3年まで、9学級）。
9 . 1	谷津小学校に専任の校長を配置（4～6年まで7学級が新校舎に移る）。
27 . 5 . 10	町立家政学校（昼・夜間共修業年限1年）が、鉄道第2連隊将校集会所跡（現在の谷津1丁目、元仲よし幼稚園）に設置。第一中学校長が校長を兼任。
6 . 26	津田沼町育英資金給与条例施行。
11 . 1	教育委員法第70条の規定により、津田沼町教育委員会を設置。 県費負担学校職員の任命権を県から移譲。
28 . 4 . 1	千葉郡津田沼町立鷺沼小学校が、津田沼小学校から分離独立（児童数：392 教員数：14）。
29 . 1 . 1	給与3本立実施。
3 . 31	町立家政学校廃止。
8 . 1	市制施行により習志野市教育委員会発足。 津田沼町と千葉市の内旧幕張町の一部を併せて市制（市名 習志野市）を施行し、各学校は町立から市立となる。幕張（第一）中学校は千葉市立から習志野市立実籾中学校と移管改称。
31 . 9 . 16	市立実籾小学校が千葉市立幕張東小学校から分離独立し、30年3月29日に現在地の校舎に移転し、実籾中学校と同居。
9 . 30	教育委員会法の改正により教育委員全員解任。
10 . 1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員任命。
32 . 4 . 1	市立習志野高等学校設置。（全日制課程 普通科4学級、商業科2学級。定時制課程 普通科1学級、商業科1学級、学区は県立高等学校と同じ）。

昭和	32	4	1	津田沼小学校が、新校舎へ移転。
		10	1	児童の校外学習のためのスクールバス運行。
	33	9	1	第二中学校に実籾中学校を統合して新校舎に移転。
	34	4	1	実籾小学校に精神薄弱特殊学級設置。
		7	1	事務局に総務課設置。
	36	4	1	第二中学校に精神薄弱特殊学級設置。
	37	4	1	私立くるみ幼稚園(後の第一くるみ幼稚園)設置。
				津田沼小学校に精神薄弱特殊学級設置。
		11	1	市立杉の子幼稚園設置。
		11	6	終戦直後の公選市長である白鳥市長の教育優先施策により学校施設が充実してきた
			~8	ことを背景とし、習志野の教育を日本全国に問うため、市内の幼小中高全ての学校園で
				一斉に全国公開研究会が開催された。
	38	4	1	市立仲よし幼稚園設置。
				第一中学校に精神薄弱特殊学級設置。
				市立大久保東小学校が大久保小学校から分離独立。
				義務教育学校の教科用図書無償措置開始。
		5	1	事務局機構改革により、総務課、学校教育課、社会教育課の3課体制となる。
		12	21	習志野市青少年問題協議会設置(会長・市長)。
	39	4	1	学校等の公の施設はすべて条例によって設置することになる。
				大久保小学校に精神薄弱特殊学級設置。
		7	1	体育指導委員設置。
	40	4	1	私立日本大学第一工学部が、騎兵第14連隊跡(現在の泉町1丁目)に設置(41年に
				生産工学部と改称)。
	41	8	10	山中湖 山の家設置。
		11	15	市民会館運営審議会設置。
	42	1	1	若松青年館設置。
		4	1	市立つくし幼稚園 大久保小学校内に併置して設置。
				市立幼稚園は、5歳児全入、4歳児抽せん入園の方針決定。
				私立青葉幼稚園、私立みもみ幼稚園の2幼稚園設置。
		4	8	県立千葉工業高等学校が千葉市今井町に移転。
		7	16	袖ヶ浦団地の完成入居にともない、市立第三中学校、市立袖ヶ浦西小学校新設。
	43	4	1	つくし幼稚園が新園舎に移転。
				私立第二くるみ幼稚園設置。
				習志野市立図書館設置。
		6	28	習志野市通学区域審議会条例制定、通学区域審議会設置。
	44	4	1	市立東習志野小学校が実籾小学校から分離独立。
				市立袖ヶ浦東小学校が袖ヶ浦西小学校から分離独立(8月末まで同居)。
				市立第四中学校が第二中学校から分離独立。
				私立袖ヶ浦幼稚園設置。
				実籾小学校に言語障害特殊学級設置。
				事務局に保健体育課を設置。
		6	1	習志野市教育委員会顕彰規程制定。
		7	1	習志野市青少年補導センター設置。
		10	1	事務局に企画室・給食センター設立準備室設置。
	45	4	1	習志野市文教住宅都市憲章公布(9月30日施行)。
				習志野市教育研究所設置。
				事務局機構改革により、教育次長をおき、企画課、庶務課、学校教育課、社会教育課、
				保健体育課、給食センター設立準備室の5課1室体制となる。
		9	1	幼児学級開設(4歳児、週2日の定日制)。
	46	4	1	幼稚園4歳児、週2日制で全入を実施。
				幼稚園5歳児希望者全入を実施。

昭和 46 . 4 . 1	<p>市立東習志野幼稚園設置。東習志野小学校長が、園長兼任。9月1日プレハブ校舎より新校舎に移る。</p> <p>習志野市菊田公民館設置。</p> <p>私立習志野みのり幼稚園設置。</p> <p>習志野市青少年補導センターを習志野市青少年センターに改称。</p> <p>習志野市文化財保護条例施行、文化財審議会設置。</p>
8 . 1	公民館運営審議会設置。
9 . 20	市立習志野高等学校全日制普通科の学区を市内に限る(47年度入学生から適用)。
11 . 25	市立図書館菊田分館開設。
12 . 1	市立図書館袖ヶ浦分館開設。
47 . 1 . 1	教育職員の給与等に関する特別措置条例施行。
3 . 1	<p>習志野市学校給食センター設置。</p> <p>4月10日から幼稚園5園・小学校4校に、4月24日から中学校4校に完全給食開始。9月1日から小学校5校となる。ここに自校給食校を加え市内全小中学校と幼稚園が完全給食実施。</p> <p>習志野市視聴覚センター、習志野市体育センター設置。</p> <p>習志野市袖ヶ浦体育館開館、習志野市袖ヶ浦テニスコート開設。</p>
4 . 1	<p>市立屋敷小学校が、大久保東小学校から分離独立(9月1日新校舎へ移転)。</p> <p>谷津幼稚園が、仲よし幼稚園から分離独立(9月1日新園舎へ移転)。</p> <p>移動図書館きぼう号運転開始。</p> <p>幼稚園就園奨励制度実施。</p>
7 . 1	<p>スポーツ振興審議会設置。</p> <p>習志野市高等学校問題専門協議会設置。</p>
9 . 1	<p>全市立幼稚園4歳児、週3日制に移行。</p> <p>第一中学校が谷津町7丁目から8丁目1200番地(庄司ヶ池の埋立地 現奏の杜1丁目)の新校舎へ移転。</p> <p>市立谷津幼稚園が新園舎に移転。谷津小学校長が園長兼任。</p> <p>屋敷小学校新校舎に移転。</p>
48 . 3 . 15	私立ホーリネス幼稚園設置。
4 . 1	<p>市立津田沼幼稚園が、仲よし幼稚園から分離独立。</p> <p>大久保東小学校内につくし幼稚園分室2学級を設置。</p> <p>市立あかしあ学園内に特殊学級2学級を開設。津田沼小、大久保小より教員1名派遣。</p> <p>習志野市立鹿野山少年自然の家設置。</p> <p>習志野市民会館(41年10月1日設置)を市より移管をうけ、ホール以外の施設を習志野市大久保公民館とする。</p> <p>事務局機構改革により企画管理課、施設課、学務課、指導課、社会教育課、保健体育課の6課体制となる。</p> <p>高校定時制の教科書無償給与実施。</p> <p>情緒障害特殊学級設置準備及び研修開始。</p> <p>移動図書館きぼう号のステーションが6か所から20か所になる。</p>
6 . 1	<p>市立高等学校教育職員の給与について条例改正(教育職給料表採用)。</p> <p>千葉県知事友納武人より少年自然の家の建設が優良事業として表彰される。</p> <p>訪問指導開始。</p>
7 . 1	谷津青年館を第一中学校体育館ピロティに設置。
7 . 2	鹿野山少年自然の家利用開始(セカンドスクール、グリーンスクール、少年野外活動センターとして)。
9 . 26	習志野市立富士吉田青年の家設置(11月1日利用開始)。
49 . 4 . 1	<p>社会教育課、保健体育課、青少年センター、袖ヶ浦体育館附属施設へ移転。</p> <p>鷺沼小、袖ヶ浦西小に精神薄弱特殊学級設置。</p> <p>実籾小学校の言語障害特殊学級廃止。</p> <p>市立藤崎小学校が、大久保小学校より分離独立。</p> <p>市立袖ヶ浦東幼稚園が、津田沼幼稚園より分離独立(5月20日新園舎へ移転)。</p>

昭和 49 .	4 .	1	市立屋敷幼稚園が、杉の子幼稚園より分離独立。 東習志野小学校に情緒障害特殊学級及び言語障害特殊学級設置。 小中学校父母負担の解消。
50 .	3 .	28	新築された視聴覚センター・教育研究所が運営開始。
	4 .	1	市立習志野高等学校が新校舎へ移転。 市立実花小学校が東習志野小学校より分離独立(7月20日新校舎へ移転)。 市立向山小学校が谷津小学校より分離独立(51年4月1日新校舎へ移転)。 市立向山幼稚園が谷津幼稚園より分離独立(51年4月1日新園舎へ移転)。 市立藤崎幼稚園がつくし幼稚園より分離独立(53年2月7日新園舎へ移転)。 市立大久保東幼稚園がつくし幼稚園より分離独立。 習志野市あづまこども会館設置(6月15日利用開始)。 習志野高校普通科が県の学校群総合選抜制へ参加。
	9 .	1	事務局機構改革により教育総務部(企画課・財務課・施設課)、学校教育部(学校教育課・学務課・学校保健課)、社会教育部(社会教育課・社会体育課・青少年課)の3部9課体制となる。 教育委員会事務局が旧習志野高校西側校舎へ移転。
	11 .	3	菊田公民館が優良公民館として文部大臣賞受賞。
	12 .	12	旧大沢家住宅が千葉県の有形文化財に指定される。
51 .	4 .	1	幼稚園4歳児、全日制へ移行。 市立新栄幼稚園が東習志野幼稚園より分離独立。 市立袖ヶ浦幼稚園が袖ヶ浦東幼稚園より分離独立。 (私立袖ヶ浦幼稚園より施設及び運営を移管) 『教育百年誌』刊行。 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部改正(主任制導入)。
	10 .	1	習志野市立高等学校管理規則の一部改正(主任制導入)。
	10 .	8	習志野市ママさん体操クラブが社会体育優良団体として文部大臣賞受賞。
52 .	1 .	16	旧大沢家住宅開館。
	4 .	1	習志野市屋敷公民館設置。 実花小学校隣接地に東習志野幼稚園分室5学級を設置。 留守家庭児童育成事業制度化。
	7 .	1	習志野市有害図書規制に関する条例施行、有害図書審議会設置。
53 .	4 .	1	市立第五中学校が第一中学校より分離独立。 市立第六中学校が第二中学校より分離独立。 市立袖ヶ浦西幼稚園が津田沼幼稚園より分離独立。 (私立第二くるみ幼稚園より施設及び運営を移管) 事務局機構改革により学校教育部において学校教育課、指導課、学務課の3課体制となる。 県立津田沼高等学校設置。 習志野高等学校総合選抜制を廃止し、県立並み学区選抜となり現在に至る。
	4 .	10	習志野市谷津コミュニティセンター設置。
	7 .	4~ 16	習志野少年少女オーケストラが第7回ウィーン青少年音楽祭に参加(4位入賞)。
	10 .	11	山中湖 山の家廃止。
	12 .	21	習志野文化ホール開館。
54 .	4 .	1	第二中学校に情緒障害特殊学級設置。 袖ヶ浦東小学校に言語障害特殊学級設置。 養護学校の義務化が実施される。
	4 .	11	市立仲よし幼稚園廃止。
	7 .	1	習志野市実花公民館設置。

昭和	54 . 12 . 1	市民スポーツ指導員制度発足。
	55 . 4 . 1	市立秋津幼稚園設置。 市立秋津小学校設置。 市立第七中学校設置。 事務局機構改革により教育総務部において財務課と企画課を統合し、企画管理課となり、社会教育部に文化課を新たに設置する。
	6 . 30	市立富士吉田体育館設置(7月11日利用開始)。
	7 . 1	習志野市実籾テニスコート設置。
	8 . 1	市立大久保図書館設置(習志野市立図書館の名称を改め、市民会館3階から独立新築。10月1日利用開始)。
56 .	4 . 1	市立香澄幼稚園設置。 市立香澄小学校設置。 袖ヶ浦東小学校に情緒障害特殊学級設置。
	5 . 1	習志野市袖ヶ浦公民館設置。 習志野市実花水泳プール設置。
57 .	4 . 1	青少年センターを保健会館内に移転。 新栄青年館設置。 市史編さん委員会設置。
	5 . 1	習志野市谷津公民館設置。
	7 . 1	習志野市東習志野コミュニティセンター設置。 市立東習志野図書館設置。
	10 . 1	習志野市秋津サッカー場開設。
58 .	2 . 8	つくし幼稚園改築。
	4 . 1	県立実籾高等学校設置。 体育センターを教育委員会事務局内に移転。
59 .	4 . 1	東習志野小学校に難聴学級設置。 教育研究所を習志野市教育センターに改称。 プラネタリウム館開設。 事務局機構改革により社会教育部において文化課を社会教育課に統合し、3課体制となる。
	9 . 2	習志野市秋津野球場開設。
60 .	4 . 1	青少年センターを旧習志野高校西側校舎に移転。
61 .	4 . 1	市立谷津南小学校設置。
	8 . 15	東習志野幼稚園分室改築。
62 .	4 . 1	袖ヶ浦幼稚園休園。
	8 . 1	ALT(英語指導助手)採用開始。
63 .	4 . 1	習志野市秋津テニスコート開設。 順天堂大学(医学部進学課程・体育学部)が印旛郡へ移転。
平成 元	3 . 26	市立習志野高等学校に多目的棟新築。
	8 . 1	鈴木大地選手の記念碑を大久保図書館前庭に設置。 (1988年夏季オリンピック・ソウル大会100メートル背泳ぎ金メダリスト)
	2 . 3 . 28	新栄幼稚園改築。
	4 . 1	第四中学校に言語障害特殊学級設置。
	3 . 3 .	第一中、第二中、第三中、第四中、第六中にコンピュータ教室設置。
	9 .	第五中、第七中にコンピュータ教室設置。
	4 . 3 . 31	習志野市教育文化振興基金設置。
	4 . 1	習志野市新習志野公民館設置。 市立新習志野図書館設置。
	10 . 1	袖ヶ浦西小、東習志野小にコンピュータ教室設置。

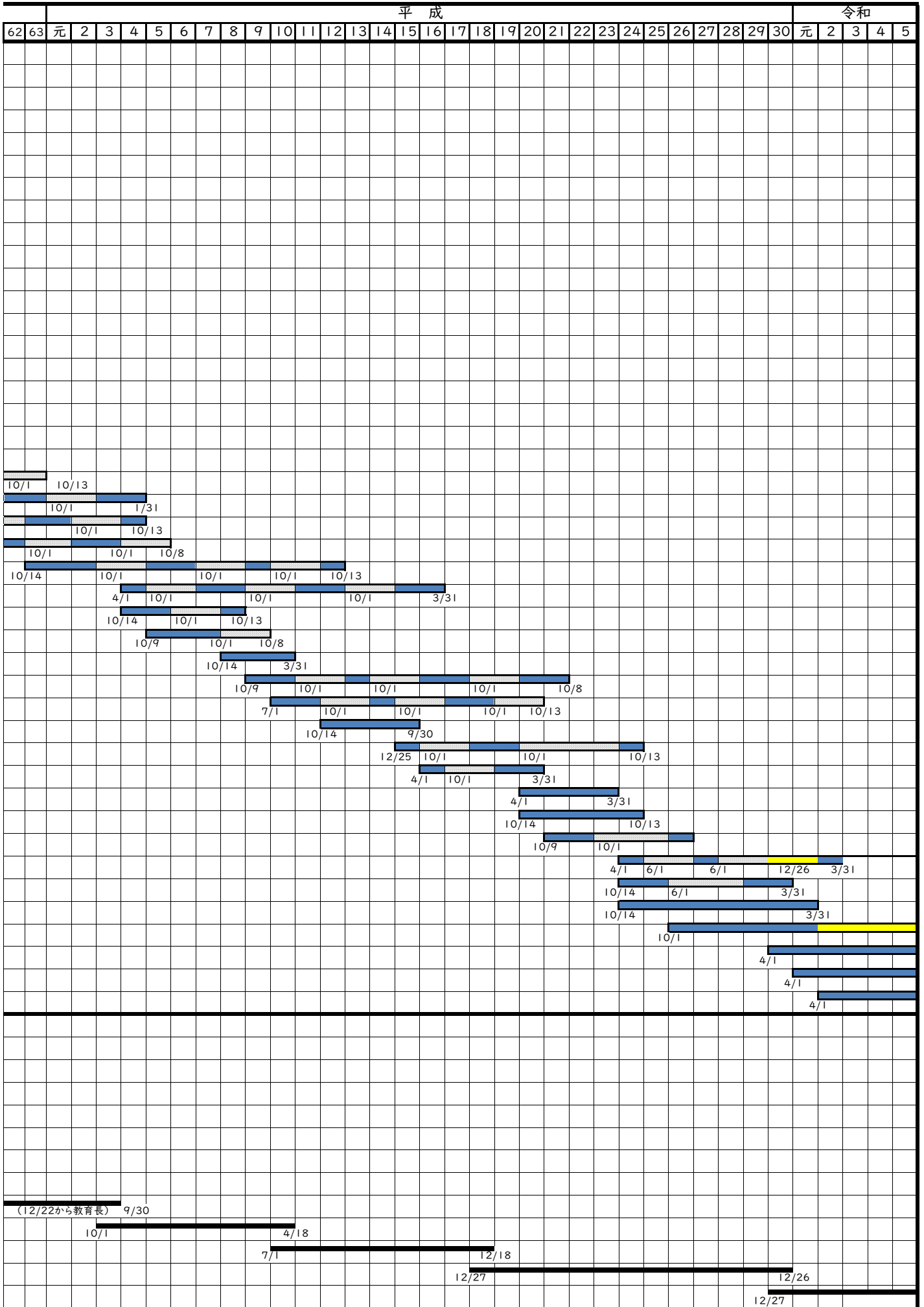
平成	4	10	15	事務局機構改革により社会教育部を生涯学習部に、社会体育課を生涯スポーツ課に改称。
				生涯学習市民会議設置。
	5	4	1	市立藤崎図書館設置。
				習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則制定。
		11	1	屋敷小、秋津小にコンピュータ教室設置。
	6	3	31	習志野市青少年音楽振興基金設置。
		4	1	向山小学校に言語障害通級指導教室設置。
				東習志野青年館廃止。
		4	22	子育てふれあい広場を幼稚園に開設(第1回 秋津幼稚園)。
		10	1	習志野市東部体育館設置。
		10	15~ 24	第1回習志野市美術展覧会(市展)開催。
	7	1	18	習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館開設。
		2	1	大久保小、鷺沼小、袖ヶ浦東小、藤崎小、実花小、向山小にコンピュータ教室設置。
		4	1	新栄青年館、屋敷青年館廃止。
				旧習志野高校第二体育館、旧習志野高校グラウンドの名称を市役所前体育館、市役所前グラウンドに改称。
	7	5	13	習志野市民カレッジ開講。
		5	31	私立幼稚園類似施設園児補助金交付要綱制定。
		10	1	津田沼小、谷津小、実籾小、大久保東小、香澄小、谷津南小にコンピュータ教室設置。
	8	2	29	子育てふれあい広場が優良施策県知事賞受賞。
		4	1	習志野市谷津コミュニティセンター改築。
				東習志野幼稚園分室を改称し、市立実花幼稚園設置。
				谷津青年館廃止。
				体育センター廃止。
		6	1	市立谷津図書館設置。
		10	12	セントラル高校と習志野高校が姉妹校提携。
	9	4		谷津南小学校に埋蔵文化財調査室設置。
		6	1	習志野高校第二グラウンド移転。
		12	2	市内5地域図書館のオンライン化完了。
	10	1	17	鈴木大地選手記念碑 大久保図書館前庭から、千葉県国際水泳場利用者出入口脇に移設。
		3	31	市立袖ヶ浦幼稚園廃止。
		4	1	大久保図書館菊田分館廃止。
				教育次長の職名を副教育長に改める。
				生涯学習部、青少年センターを第4分室へ移転。
				千葉工業大学通用門(旧鉄道第二連隊表門)、国の登録有形文化財に登録。
	11	4	1	大久保図書館袖ヶ浦分館廃止。
				鷺沼青年館廃止。
				ドイツ捕虜史料展開催、駐日ドイツ大使来観。
	12	1	15	習志野市中央公園パークゴルフ場開設。
		4	29	習志野市適応指導教室開設。
		11	25	旧鴛田家住宅開館。
				第三中、香澄小に知的障害特殊学級設置。
	13	4	1	習志野高校にセミナーハウス新築。
				事務局機構改革により学校教育部において学務課と学校教育課を統合し、2課体制となる。

平成	13	5	27	総合型地域スポーツクラブ(習志野ベイサイドスポーツクラブ)設立。
		10	1	習志野市教育基本計画策定。
		12	20	『ドイツ兵の見たニッポン』出版(習志野市教育委員会編)。
	14	2	14	旧陸軍演習場内圍壁、国の登録有形文化財に登録。
		4	1	完全学校週5日制の実施。 屋敷小学校に知的障害特殊学級設置。
		6	1	習志野文化ホールリニューアルオープン。
		10	1	市内図書館のインターネット蔵書検索サービス開始。
		12	1	市内図書館のインターネット蔵書予約開始。
	15	4	1	学校評議員会(谷津小、四中)設置。
		5	16	図書館ボランティアの活動開始。
		5	24	総合型地域スポーツクラブ(習志野イースタンスポーツクラブ)設立。
		6	1	誕生記念図書館カード配布登録開始。
		7	1	廣瀬家住宅 主屋・蔵・倉庫・井戸上屋、国の登録有形文化財に登録。
		8	27	習志野第九合唱団、ドイツ捕虜の故郷エルスハイムを訪問、交歓演奏会を行う。
		12		市制施行50周年を記念し、『習志野かるた』が作成される。
	16	3	25	『習志野市史 別編 民俗』刊行(S61史料編Ⅰ、H5同Ⅱ、H6同Ⅲ、H7通史編)。
		3	30	下総三山の七年祭りが千葉県は無形民俗文化財に指定。
		4	1	こども部を創設し、幼稚園業務に係る学校教育課の業務の一部移管。 教育センターと視聴覚センターを統合し、習志野市総合教育センターに改称。 谷津南青年館廃止。 学校評議員会(小8校、中3校)設置。
		6	1	市内図書館で視聴覚資料の貸出開始。
		8	3	市内図書館でメールによる予約連絡サービス開始。
		10	16	市制施行50周年式典。
	17	3	29	旧鴛田家住宅及び附3点が千葉県の有形文化財に指定される。
		4	1	公民館・図書館等の社会教育施設で月曜日と祝日が重なったときの翌火曜日の開館開始。 市内図書館で週1回の開館時間延長を開始。 公民館(7館)、コミュニティセンター(2館)、生涯学習地区センター・ゆうゆう館の有料化実施。 学校評議員会(小15校、中7校、習高)設置。
		6	4	総合型地域スポーツクラブ(習志野中央スポーツクラブ)設立。
	18	3	31	市立東習志野幼稚園閉園。
		4	1	幼稚園と保育所の一体化施設、市立東習志野こども園開園。 生涯学習部関係の管理、運営に指定管理者制度導入。 ○谷津コミュニティセンター・東習志野コミュニティセンター・生涯学習地区センター ゆうゆう館・スポーツ9施設(袖ヶ浦体育館、東部体育館、袖ヶ浦テニスコート、実籾テニスコート、秋津テニスコート、実花水泳プール、秋津サッカー場、秋津野球場、中央公園パークゴルフ場)・茜浜パークゴルフ場 学校運営協議会(秋津小学校)設置。
		5	21	習志野市茜浜パークゴルフ場開設。
	19	5	21	放課後児童会の開設時間延長開始(16児童会)。
	20	4	1	実花小、第三中に情緒障害特別支援学級設置。
		4	19	津田沼児童会の分割により、津田沼第二児童会開設。
		10	8	市内図書館で携帯端末による蔵書検索予約サービス開始。 市内図書館に利用者用インターネット検索端末設置。
		10	28	大久保公民館が優良公民館として文部科学大臣賞受賞。

平成 20 . 11 . 11	ドイツ捕虜オーケストラの碑設置。
21 . 3 . 19	大久保児童会の分割により、大久保第二児童会開設。
4 . 1	大久保東小学校にLD・ADHD等通級指導教室設置。
23 . 3 . 29	鷺沼児童会の分割により、鷺沼第二児童会開設。
5 . 1	習志野市芝園テニスコート・フットサル場開設。
10 . 1	習志野市芝園テニスコート・フットサル場指定管理者制度導入。
24 . 3 . 1	市内図書館でデジタル録音図書デイジーの貸出開始。
3 . 25	習志野市市民プラザ大久保開設 指定管理制度導入。
3 . 31	市立杉の子幼稚園廃止。
4 . 1	事務局機構改革により、教育総務部を学校教育部に統合し、学校教育部は教育総務課、学校教育課、指導課の3課となる。 第四中学校に知的障害特別支援学級設置。 相談窓口を総合教育センター内に一元化する。 市内で2番目の市立こども園、杉の子こども園開園。 市内図書館の祝日開館を開始。 東習志野図書館、新習志野図書館、藤崎図書館、谷津図書館の管理・運営に指定管理者制度導入。
4 . 23	市立図書館がこどもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰受賞。
8 . 1	市内スポーツ施設を対象としたインターネットによる施設予約システムの開始。
11 . 30	津田沼小学校建て替え完成。
12 . 10	津田沼小学校につだぬま第一児童会、つだぬま第二児童会開設。
25 . 4 . 1	放課後児童会の開設時間延長を開始(19児童会)。 第四中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級設置。
9 . 1	東習志野児童会の分割により、東習志野第二児童会開設。
26 . 3 . 1	藤崎児童会を廃止し、藤崎第一児童会、藤崎第二児童会開設。
3 . 31	市立袖ヶ浦東幼稚園、市立袖ヶ浦西幼稚園廃止。
4 . 1	市内で3番目の市立こども園、袖ヶ浦こども園開園。 第七中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級設置。
4 . 2	実籾3丁目遺跡出土土器を市指定文化財に指定。
6 . 3	JR津田沼駅南口連絡所内に図書館ブックポスト設置。
9 . 1	谷津児童会の分割により、谷津第二児童会開設。
27 . 4 . 1	新習志野公民館の管理・運営に指定管理者制度導入。 市の施設となった習志野文化ホールの管理・運営に指定管理者制度導入。 谷津コミュニティセンター・東習志野コミュニティセンター・市民プラザ大久保の所管を市長事務局へ移管。 子ども・子育て支援新制度開始。 全市立こども園を幼保連携型認定こども園(学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設)に移行。こども園の所管をこども部に統一。 県立習志野特別支援学校開校。
4 . 24	市役所市民課棟に図書館ブックポスト設置。
8 . 5	第1回総合教育会議開催。
11 . 9	谷津貝塚出土墨書土器、瓦塔、銭貨、金属製品を市指定文化財に指定。
28 . 3 . 30	習志野高校のグラウンド人工芝生化。
4 . 1	袖ヶ浦西小、実籾小に自閉症・情緒障害特別支援学級設置。 プラネタリウム館廃止。
4 . 3	旧鴛田家住宅の東日本大震災復旧工事が終了し、再オープン。
29 . 3 . 31	市立つくし幼稚園、市立実花幼稚園廃止。

平成 29 .	4 .	1	谷津小学校に知的障害特別支援学級設置。大久保小、谷津南小に自閉症・情緒障害特別支援学級設置。 放課後児童会業務を市長事務部局(こども部)へ移管。 生涯学習地区センターゆうゆう館直営化。 私立みのりつくしこども園開園(つくし幼稚園より施設と運営を移管)。 私立ブレーメン実花こども園開園(実花幼稚園より施設と運営を移管)。
	4 .	30	習志野市庁舎竣工式。
	5 .	8	習志野市教育委員会学校教育部が習志野市庁舎へ移転。
	5 .	22	習志野市教育委員会生涯学習部が習志野市庁舎へ移転。
30 .	2 .	15	第二中学校体育館建て替え完成。
	4 .	1	移動図書館きぼう号の管理・運営に指定管理者制度を導入。新習志野図書館へ移管。 谷津小、屋敷小、秋津小に自閉症・情緒障害特別支援学級設置。 東習志野小学校の難聴特別支援学級を難聴通級指導教室に変更。
31 .	3 .	31	市立新栄幼稚園、市立秋津幼稚園、市立香澄幼稚園廃止。
	4 .	1	市内で4番目の市立こども園、大久保こども園 5番目の市立こども園、新習志野こども園開園。市立こども園で3歳短時間児の受け入れ開始。 津田沼小、藤崎小、香澄小、第一中、第五中、第六中に自閉症・情緒障害特別支援学級設置。 鷺沼小学校に自閉症・情緒障害通級指導教室設置。 私立青葉幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行。 大久保東小、向山小の自閉症・情緒障害通級指導教室を、自閉症・情緒障害特別支援学級に変更。 東習志野小、袖ヶ浦東小の言語障害特別支援学級を言語障害通級指導教室に変更。
令和 元	9 .	1	学校給食センターが芝園へ移転し、PFI事業者による運営開始。 大久保公民館を中央公民館に改称。 市立大久保図書館を市立中央図書館に改称。
	9 .	3	ドイツ捕虜関係資料を市指定有形文化財に指定。
	10 .	1	幼児教育・保育の無償化開始。
	11 .	2	習志野市生涯学習複合施設プラッツ習志野開設。
	12 .	25	『ドイツ兵たちの習志野』刊行。
2 .	3 .	31	屋敷公民館、市立藤崎図書館、生涯学習地区センターゆうゆう館、あづまこども会館、藤崎青年館閉館。
	4 .	1	第六中学校に知的障害特別支援学級設置。 第四中学校の言語障害通級指導教室閉室。 私立第一くるみ幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行。
	7 .	1	市内初の放課後子供教室、大久保東小学校放課後子供教室開室。
	7 .	17	中央図書館全面開館。こどもとティーンズのフロア、音楽のフロア開設。
	8 .	1	谷津小学校建て替え完成。
	11 .	16	埋蔵文化財調査室を谷津南小学校から旧本大久保保育所に移転。
3 .	4 .	1	第五中学校に知的障害特別支援学級設置。 私立習志野みのり幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行。 実花公民館・袖ヶ浦公民館・谷津公民館の管理・運営に指定管理者制度導入。
	4 .	12	東習志野小学校、秋津小学校に放課後子供教室を開室。
4 .	3 .	31	児童生徒一人一台タブレット端末整備完了
	4 .	1	鷺沼小学校の自閉症・情緒障害通級指導教室を自閉症・情緒障害特別支援学級に変更。
	4 .	1	一人一台タブレット端末に「いじめ」メール相談WEBアプリを導入。
	4 .	12	袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校、藤崎小学校に放課後子供教室を開室。
	7 .	5	市役所での市立図書館の予約資料の受け渡しを開始。
5 .	3 .	1	藤崎富士講社の富士塚を市指定民俗文化財に指定。
	4 .	1	習志野文化ホール長期休館
	4 .	1	袖ヶ浦西小学校に習志野市日本語指導教室開室。

(部分は教育長職務代理者の期間を示す※H30年12月27日から)



3 教育長及び教育委員会委員(令和5年6月現在)



教育長 小 熊 隆



教育長職務代理者 古 本 敬 明



委員 赤 澤 智 津 子



委員 高 橋 浩 之



委員 馬 場 祐 美

役 職	氏 名	職 業 等	就 任 年 月 日	保護者である委員
教 育 長	小 熊 隆	教 育 長	平成30年12月27日	
教 育 長 職 務 代 理 者	古 本 敬 明	医 師	平成26年10月1日	○
委 員	赤 澤 智 津 子	大 学 教 授	平成30年4月1日	
委 員	高 橋 浩 之	大 学 名 誉 教 授	平成31年4月1日	
委 員	馬 場 祐 美	会 社 員	令和2年4月1日	○

4 教育委員会会議

(1) 令和4年度に開催した会議の回数

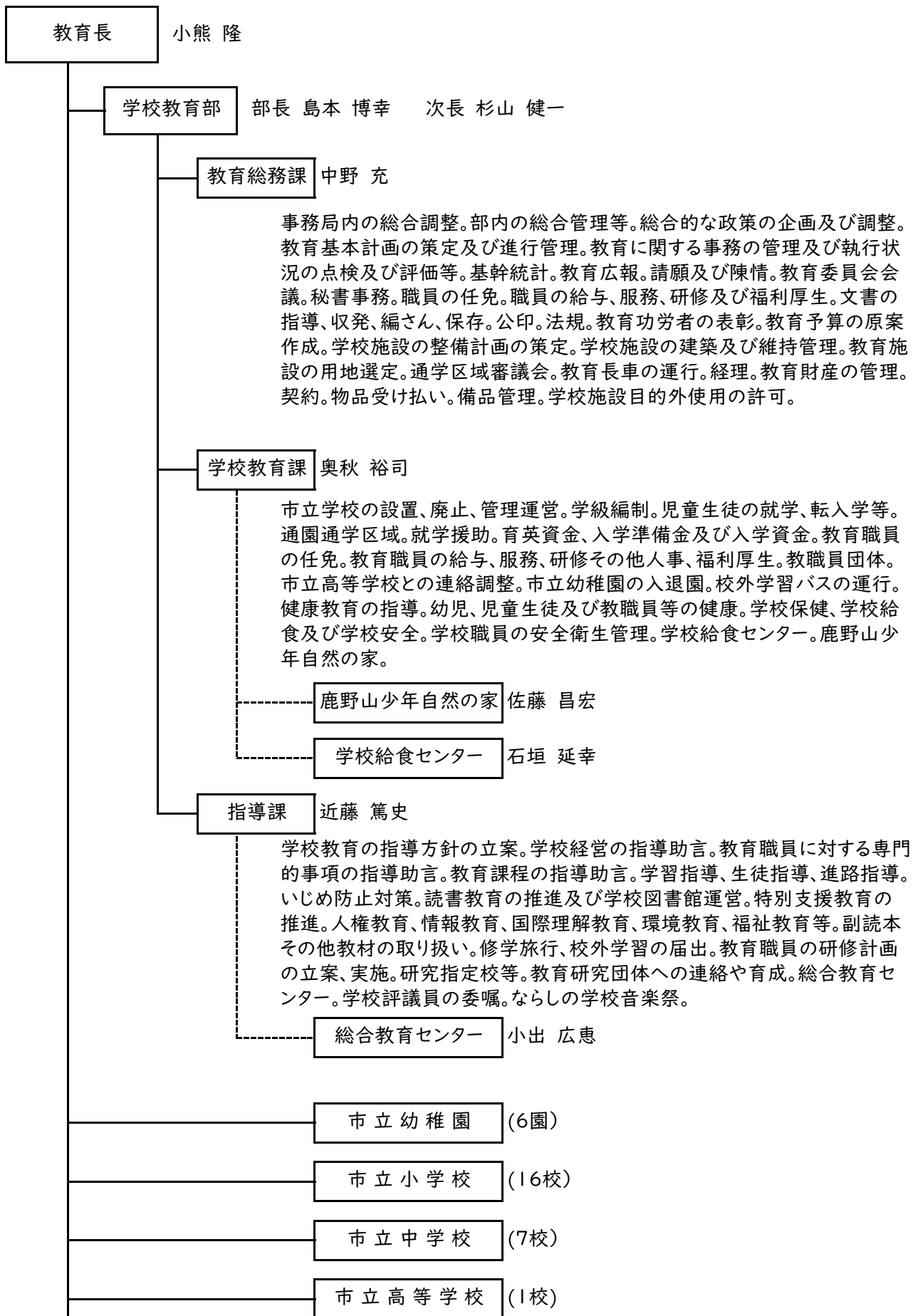
区 分	回 数
定 例 会	12
臨 時 会	0
計	12

(2) 令和4年度中に議決又は承認された案件

内 容	件 数
○教育行政の運営に関する基本方針を定めること	2
○教育委員会の規則及び訓令を制定し、又は改廃すること	7
○予算その他議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること	13
○市立学校の教育職員の人事の一般方針を定めること	3
○県費負担教職員たる校長及び教頭の任免等について内申すること	1
○6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事並びに5級の教育機関の長並びに市立幼稚園の園長及び教頭並びに市立高等学校の校長及び教頭を任免すること	3
○附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること	8
○教育功労者を表彰すること	7
○教科用図書を採択すること	3
○市立高校生徒の募集に関する大綱及び入学者選抜の方法を定めること	1
○市立幼稚園の園児募集に関する大綱を定めること	1
○その他	5
計	54

※ 教育長の臨時代理を含む。

5 事務局及び教育機関の組織機構と主な事務分掌(令和5年7月1日現在)



生涯学習部

部長 片岡 利江 次長 芹澤 佐知子 副参事 岡野 重吾 副参事 越川 智子

社会教育課 事務取扱 越川 智子

部内の総合管理等に関すること。社会教育・芸術文化等の振興及び青少年育成についての基本的施策の立案及び推進。生涯学習に係る相談業務。文化財及び史料の調査、収集、管理、保護及び保存。文化の振興。市史編さん。放課後子供教室・地域学校協働本部に関すること。公民館、図書館、文化施設、その他社会教育施設及び生涯学習複合施設の整備及び管理に関すること。青少年センター、富士吉田青年の家、公益財団法人習志野文化ホールに関すること。社会教育委員。文化財審議会。青少年問題協議会。青少年相談員活動。社会教育関係団体、文化関係団体、青少年育成団体の指導育成。

中央公民館（生涯学習複合施設） 小久保 範彰

菊田公民館 竹口 正樹

実花公民館（指定管理）

袖ヶ浦公民館（指定管理）

谷津公民館（指定管理）

新習志野公民館（指定管理）

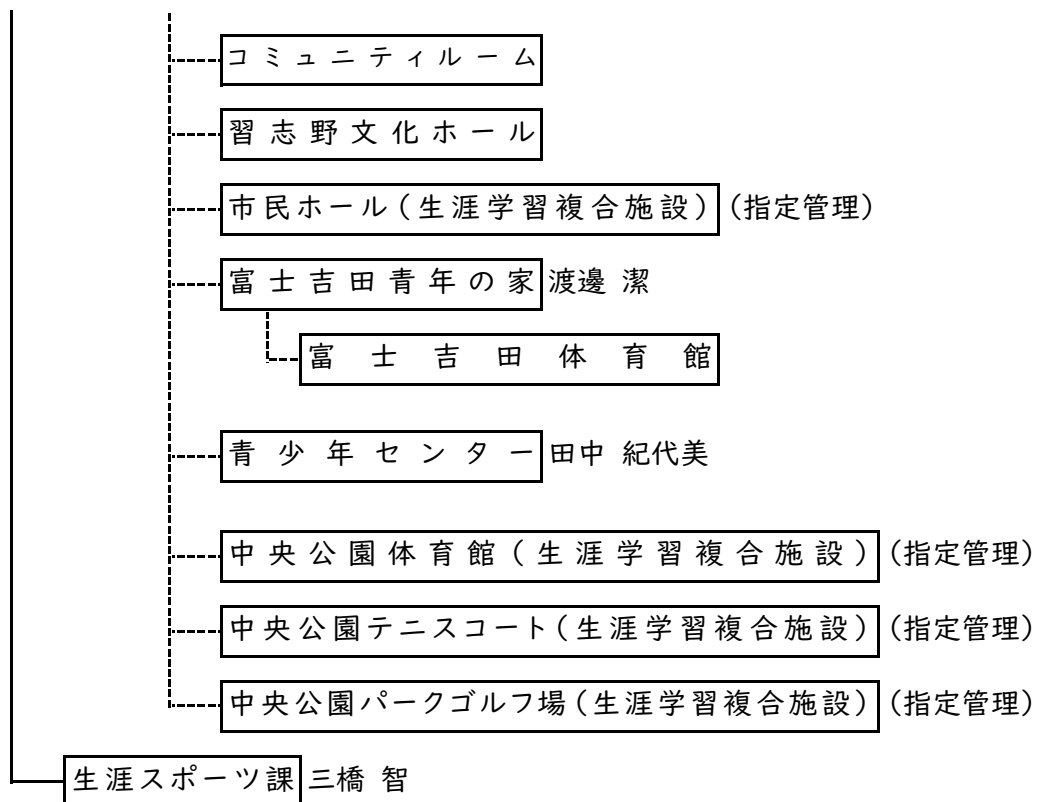
中央図書館（生涯学習複合施設） 岡野 重吾

東習志野図書館（指定管理）

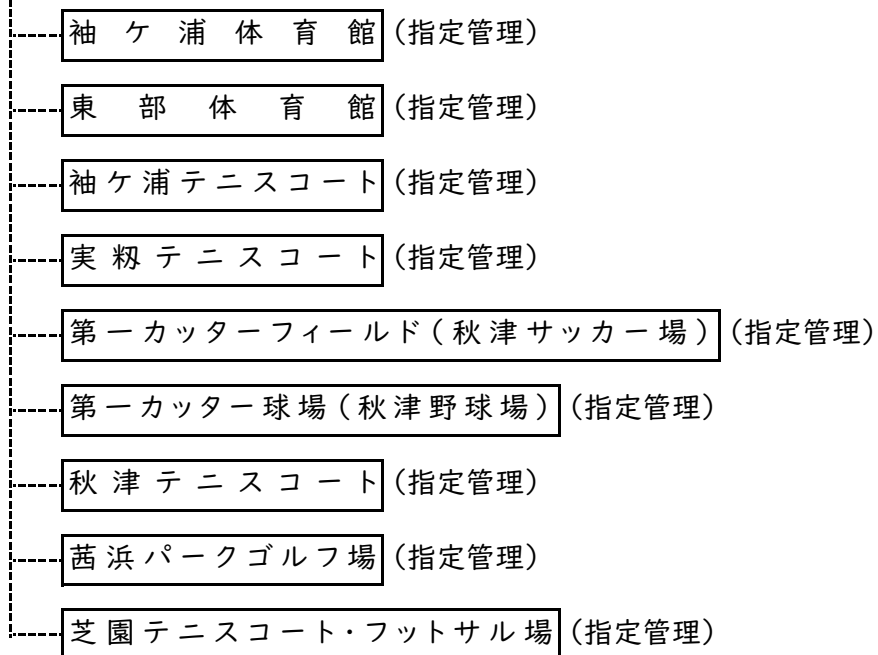
新習志野図書館（指定管理）

移動図書館 きぼう号

谷津図書館（指定管理）



スポーツ推進に関する計画に関すること。市民スポーツ活動の普及奨励。スポーツ施設(習志野市立富士吉田体育館、習志野市中央公園体育館、習志野市中央公園テニスコート及び習志野市中央公園パークゴルフ場を除く。)の整備及び管理。スポーツ推進審議会。スポーツ推進委員、市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等スポーツ関係団体に関すること。学校体育施設の開放。公益財団法人習志野市スポーツ振興協会に関すること。



6 教育費予算

(1) 予算概要

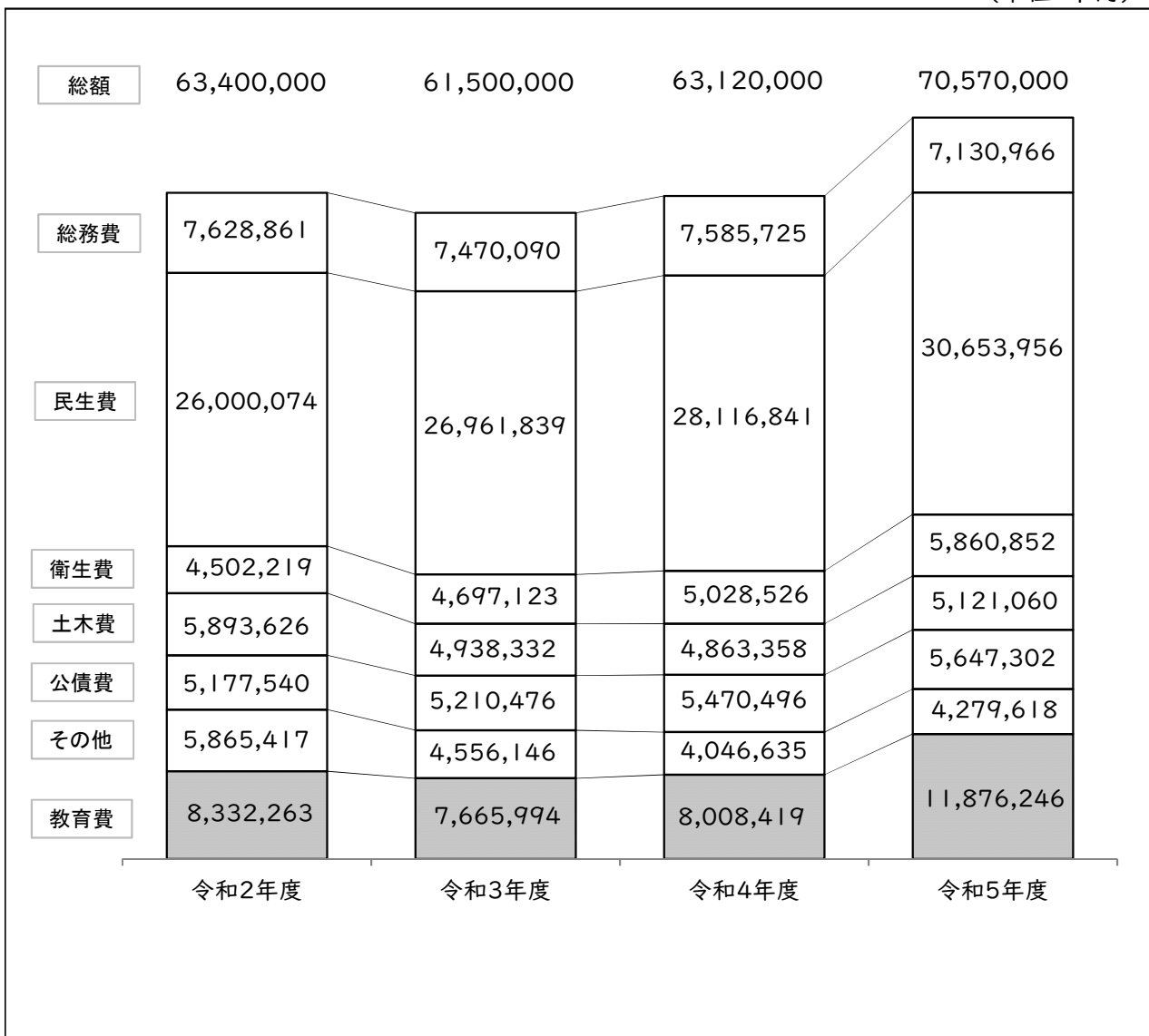
一般会計予算総額70,570,000千円、対前年度比11.8%増に対し、教育費予算11,876,246千円、対前年度比48.3%増を計上しております。

一般会計予算目的別歳出の推移(各年度当初予算)

(単位:千円)

予算科目(款)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総額	63,400,000	61,500,000	63,120,000	70,570,000
総務費	7,628,861	7,470,090	7,585,725	7,130,966
民生費	26,000,074	26,961,839	28,116,841	30,653,956
衛生費	4,502,219	4,697,123	5,028,526	5,860,852
土木費	5,893,626	4,938,332	4,863,358	5,121,060
公債費	5,177,540	5,210,476	5,470,496	5,647,302
その他	5,865,417	4,556,146	4,046,635	4,279,618
教育費	8,332,263	7,665,994	8,008,419	11,876,246

(単位:千円)



(2) 令和5年度教育費予算の内訳(一般会計)

(単位:千円)

予算科目 (款・項・目)	令和4年度		令和5年度		前年度対比 (%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)	
教育費総額	8,008,419	100.0	11,876,246	100.0	48.3
(1) 教育総務費	880,886	11.1	923,340	7.8	4.8
教育委員会費	3,464	0.1	3,496	0.1	0.9
事務局費	544,579	6.8	535,255	4.5	△ 1.7
総合教育センター費	332,843	4.2	384,589	3.2	15.5
(2) 小学校費	1,598,341	20.0	3,943,413	33.2	146.7
学校管理費	591,636	7.4	710,657	6.0	20.1
教育振興費	165,054	2.1	175,997	1.5	6.6
学校建設費	841,651	10.5	3,056,759	25.7	263.2
(3) 中学校費	864,467	10.8	2,470,155	20.8	185.7
学校管理費	283,603	3.5	340,692	2.9	20.1
教育振興費	108,956	1.4	94,373	0.8	△ 13.4
学校建設費	471,908	5.9	2,035,090	17.1	331.2
(4) 高等学校費	821,248	10.2	771,338	6.4	△ 6.1
高等学校総務費	601,981	7.5	590,299	5.0	△ 1.9
高等学校管理費	83,224	1.0	125,561	1.0	50.9
教育振興費	25,208	0.3	26,153	0.2	3.7
学校建設費	110,835	1.4	29,325	0.2	△ 73.5
(5) 幼稚園費	241,693	3.0	249,365	2.1	3.2
幼稚園費	241,693	3.0	249,365	2.1	3.2
(6) 社会教育費	1,243,746	15.4	1,315,507	11.1	5.8
社会教育総務費	171,826	2.1	172,453	1.4	0.4
文化振興費	252,356	3.2	173,814	1.5	△ 31.1
公民館費	195,947	2.4	256,702	2.2	31.0
図書館費	245,164	3.1	250,346	2.1	2.1
青少年費	87,764	1.1	128,949	1.1	46.9
少年自然の家費	52,007	0.6	72,863	0.6	40.1
青年の家費	35,186	0.4	46,557	0.4	32.3
生涯学習複合施設費	203,496	2.5	213,823	1.8	5.1
(7) 保健体育費	2,358,038	29.5	2,203,128	18.6	△ 6.6
保健体育総務費	143,683	1.8	208,912	1.8	45.4
社会体育費	93,540	1.2	94,318	0.8	0.8
体育施設費	227,653	2.8	177,820	1.5	△ 21.9
学校給食センター費	941,835	11.8	773,663	6.5	△ 17.9
単独校給食費	951,327	11.9	948,415	8.0	△ 0.3

※構成比の各項の欄は、各目での端数調整により、表中の合計と異なる場合があります。

7 令和5年度主要施策別重点事業及び予算・担当課

(単位:千円)

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅰ 生きる力の基礎を育む幼児教育の推進	I	(1)社会の変化に対応した幼児教育の推進 (1/45) ① 主体性を育む教育課程を編成します。 ○主体性を育てる計画的で創意工夫のある環境づくりに努めます。 ○幼稚園教育要領等を踏まえ、次代の要請に応じた教育・保育を推進します。 ② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動を展開します。 ○発達の特性を踏まえ、見直しをもった指導計画の実践・見直し・改善に取り組みます。 ③ 体験を重視した教育活動を行います。 ○豊かな自然環境の中で幼児がさまざまな事象に興味や関心をもち、充実感を味わえる教育活動を行います。 ④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動を行います。 ○絵本の読み聞かせ、図書館との交流、ボランティアによるお話会等を通して、幼児期における言語環境を整え、豊かな感性や言語表現能力を育てます。 ⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修を推進します。 ○職務別研修、保育実践研修、新任者研修、幼保合同特別研修等を計画的に実施します。 ○各園の研究テーマに向けて園内研究や公開研究会を実施し、よりよい指導方法を学び、指導力の向上を図ります。 ○各園の課題を踏まえた研究研修の充実のため指導主事が要請により訪問します。 ○園内研究や研修において、ICT活用を推進し学びの充実を図ります。	1,234	こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課
		(2)「健康な心と体」を育てる教育の推進 (2/45) ① 健康な心と体を育む身体活動を推進します。 ○幼児期運動指針を踏まえ、楽しく体を動かす環境づくりや指導法の工夫に努めます。 ○健康な心と体を育てる食育の推進や保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。 ② 自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実を図ります。 ○幼児期にふさわしい道徳性や規範意識の芽生えを培う教育を推進します。 ③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実を図ります。 ○幼児自身が感染予防の必要性を理解できるよう、発達に合った指導を繰り返し行い、感染予防に対する習慣の定着に努めます。		こども保育課 こども保育課 こども保育課
		(3)幼児の安全・安心を守る教育の推進 (3/45) ① 安全教育を推進します。 ○防災マニュアルの内容の見直しや改善を図り、避難訓練、防災訓練を計画的に実施します。 ② 安全管理を推進します。 ○訓練や日々の生活を通して、危険予知、危険回避が身につくように、幼児が理解できる安全教育を実施します。		こども保育課 こども保育課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	(4)特別支援教育の推進(4/45) ① 特別支援教育の更なる充実を図ります。 ○特別な支援を要する幼児を含む学級の教育・保育の質的向上を図るため、指導主事と臨床心理士による訪問支援を実施します。 ② 関係機関との連携と研修体制の充実を図ります。 ○特別支援教育コーディネーターを中心に幼児の困り感や対応について学び、支援の強化に努めます。 ○就学及び特別支援に関する研修や、相談活動の充実と保護者支援に努めます。	240	こども保育課 こども保育課
		(5)幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進(5/45) ① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努めます。 ○各地域における幼保小の連携の一層の推進に努めます。 ○幼保小相互の教育・保育に生かす研修会の充実に努めます。 ○習志野市接続期カリキュラムを活用し、小学校への円滑な接続に向けて各園・学校が連携して取り組みます。		こども保育課 指導課
	子育て・子育て支援の充実	(1)多様なニーズに対応した子育て支援の推進(6/45) ① 家庭・地域での子育て支援を推進します。 ○幼児の変化や保護者の様子から、虐待の兆候の早期発見に努め、関係機関と連携を図ります。 ○地域のボランティアとの連携により「子育てふれあい広場」や園独自の施設開放の充実を図り、地域の子育て支援を支えます。 ② 預かり保育の内容の充実を図ります。 ○長期休業中を含めた預かり保育の実施を継続し、保護者のニーズにこたえていくとともに、幼児の一日の生活の流れに配慮し、安定した豊かな時間を過ごせるように環境の工夫に努めます。	159	こども保育課 こども保育課
(2)家庭・地域との連携の強化(7/45) ① 地域に根ざした園づくりを推進します。 ○地域の行事に参加することで地域を知り、地域に根ざした園経営に努めます。 ○家庭、地域に信頼される幼稚園運営に向けて、関係者による評価を教育・保育の見直し・改善に反映するように努めます。 ○ICT等を活用し、教育活動の理解につながる家庭への効果的な配信に努めます。		こども保育課		
信頼を築く習志野教育の進展	(1)いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展(8/45) ① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を推進します。 ○心の安全・安心の確保を考え、心のアンケートの実施結果による、教育相談を学期に1回、年3回以上実施します。また、日頃からの児童生徒の様子を注視し、躊躇なく相談ができる体制を作ります。また、生徒指導巡回相談員の訪問指導及び指導主事による毎学期末の学校訪問を通じて、生徒指導上の課題協議を実施します。 ○児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解に努め、自己実現を図れるよう、授業改善を図ります。また、教育活動の基盤である学級経営において児童生徒理解を重点に行っていきます。 ○教員と児童生徒や児童生徒同士の共感的人間関係を基盤に、一人ひとりが自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある、生徒指導の機能を生かした授業を実現します。		指導課 総合教育センター	

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅰ 未来を築く 習志野教育の 進展	3	② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実を図ります。 ○生徒指導の方針や重点目標及び生活行動等の基準を明確にするなどして作成した年間生徒指導計画に基づき、教員間の共通認識を深め、具体的な指導が行われるよう生徒指導体制の充実を図ります。 ○生徒指導に関する校内研修の充実を図ることや、生徒指導巡回指導員が学校を訪問して教員への指導・助言を行うことなどを通して、教員の指導力向上に努めます。 ○登校しぶり、不登校児童生徒について、来所相談、電話相談、訪問相談、適応指導教室を通して本人・保護者の気持ちに寄り添い支援に努めます。 ◎適応指導教室における多様な学習機会を確保するために、学生ボランティアを配置します。 ○適応指導教室の利便性を高め、学校に登校が難しい児童生徒の居場所づくりの充実を目指します。 ○保護者の理解・協力を得ながら、総合教育センターと学校が連携して不登校児童生徒への対応に取り組みます。 ○学校・家庭・地域の連携を進めるとともに、学校及び指導課・総合教育センター・子育て支援課等の連携の充実を図ります。	21 3,270	指導課 総合教育センター
		③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策を展開します。 ○年間3回の習志野市いじめアンケートを実施し、いじめを早期発見するとともに、校内いじめ対策委員会において組織的に早期対応することを徹底します。 ○いじめ問題対策連絡協議会を開催し、市立小・中・高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関係する団体の連携を図り、いじめの未然防止策や解決策等について協議し、その成果を学校に還元します。 ◎いじめ問題に適切に対応するために、法的対応に関する相談体制を整えます。 ○いじめ防止に向けて、児童生徒間の信頼関係を築けるよう、児童生徒が中心となって行ういじめを防止する活動を推進し、各校での実践を23校で共有し、自校での実践に生かしていく取り組みを進めます。 ○児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センターが連携し、いじめの早期発見、早期対応ができる、充実した相談体制をつくります。また、いじめメール相談では、タブレット端末を用いた匿名いじめメール相談WEBアプリによる相談を行い、より相談しやすい環境づくりを進めます。	1,032 2,810	指導課 総合教育センター
		(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展 (9/45) ① 特別支援教育の充実を図ります。 ○学校全体として特別支援教育についての理解や認識が深まり、支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮やユニバーサルデザインの活用、早期発見・早期対応の体制が充実するよう、校内教育支援委員会と関係機関との連携・協力を推進します。 ○幼児児童生徒の発達に係わる相談や、特別な支援を受けるための就学相談等を丁寧に行い、適正な就学や適切な支援を提供していくために、専門的な知識等をもって相談に取り組んでいきます。 ○特別な支援を必要とする児童生徒の就学や教育支援に関して、学校や保護者へ専門的な助言を行えるよう、教育支援委員会の開催回数を増やすなど、機能の充実を図ります。	2,943	指導課 総合教育センター
② 就学に係る校内教育支援委員会等の機能の充実を図ります。 ○校内支援体制の整備や、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な組織の運用を促進します。 ○就学に関する手続き等に関しては、総合教育センターや指導課の専門性を活用して、保護者や学校に対して適切な情報提供や指導の充実を図ります。		指導課 総合教育センター		

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅰ 未来を築く習志野教育の推進	3	③ 発達障がいなどに対する支援を推進します。 ○学校訪問や学校との相談の機会を拡充し、学校との情報共有と連携強化に努めます。 ○「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的かつ実効性のある計画の活用を確実に進めるとともに、それぞれの計画の機能を生かして、保護者や関係機関(子育てや福祉関係の部署)との連携を深め、児童生徒一人ひとりのニーズを踏まえた指導・支援の充実を図ります。 ○デジタル教科書を配備することで、児童生徒の興味・関心・意欲を高め、デジタルの良さを効果的に活用しながら個別最適な学びの支援を充実させていきます。	2,400	指導課
		④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実を図ります。 ○すべての教員が特別支援教育に対する専門的な知識を高め、適切な指導・支援が行えるようになることを目指し研修会の充実を図ります。 ○交流及び共同学習は、社会性を養い、豊かな人間性を育んだり、教科等のねらいの達成を目的としたりしながら、多様性を尊重する機会となっています。共生社会の形成に向けて、個別の指導計画を活用し、目的・意図を明確にした交流及び共同学習の取り組みを推進します。	363	指導課
		⑤ 支援員の適切な配置に努めます。 ○学校や学級、個人の支援を要する状況に応じて、適切な配置を行うとともに、支援員の資質向上と教職員と支援員との連携強化に向けて、研修会の内容等の工夫に努めます。	699	指導課
		(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展 (10/45) ① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図ります。 ○教職員の資質向上に向け、教職経験や職務に応じた研修内容の充実を図ります。 ○教職員自らが、自主的に取り組む子どもの生きる力を育むための研修体制づくりを進めます。 ○若年層教職員に対しては、教職経験5年を経るまでに、教科指導や学級づくりの基礎基本を身に付けられるようにし、教職員としての指導力の向上を図ります。	253 711	総合教育センター 指導課 学校教育課
		② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修を推進します。 ○デジタル教科書・教材による授業力の向上と学力向上のための学習方法について支援します。 ○各教科ごとに具体的なタブレット端末の活用実践を共有し、広めます。 ○児童生徒のニーズに対応して教育相談や特別支援教育、情報活用能力の育成など、学校現場のさまざまな課題に対応できる教職員の指導力向上を推進します。	64,678	総合教育センター 指導課
	4	(1) 確かな学力を保障する教育の推進 (11/45) ① 個に応じた指導の充実を図ります。 ○知識や技能を習得する活動と思考し判断し表現する活動とを関連させて学習の充実を図ります。また、ねらいを達成するための効果的な発問を重視するとともに、構造的な板書やノート指導をとおして「わかる・できる授業」の充実を図ります。 ○児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やチーム・ティーチングによる指導などを工夫して、児童生徒の個に応じた指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の推進に努めます。 ○日本語を母語としない児童生徒の困り感に応じて言語・文化指導者を派遣し、言語及び学校生活への適応の援助をすることで、個に応じた指導の充実を図ります。 ○教員が、意図的にICT機器を活用し、わかる授業を実施できるよう、ICT学習指導員及びICT支援員による支援の充実を図ります。 ◎1人1台のタブレット端末やデジタル教科書を効果的に活用して、児童生徒の個に応じた学習を推進します。AI型デジタルドリルを導入し、個別最適な学びを推進します。	1,801 442,553	指導課 総合教育センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅰ 子どもの未来をひらく教育の推進	4	② 指導と評価の一体化を図ります。 ○児童生徒の「わかる・できる」までの過程を重視し、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価するように努めるとともに、評価の結果に即して指導内容や指導方法を適切に改善するなどして、指導と評価の一体化を図り、児童生徒一人一人にきめ細かく対応できるようにしていきます。 ○文部科学省で取り組み始めている「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」等を参考にし、教員の授業力の評価方法の改善に努めます。	231,495	指導課
		③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善を図ります。 ○習志野市学力向上推進委員会において、全国学力・学習状況調査の結果分析を通して、本市児童生徒の学力の傾向や変容を把握します。その上で、明らかになった課題について「ならしの学力向上プラン」としてまとめ、指導方法の改善策を教務主任研修や教科会議等を活用して市内各小・中学校に周知するとともに、学校訪問で指導主事が指導します。		総合教育センター 指導課
		④ 緊急時における学びの保障を図ります。 ○感染症や自然災害等により通常の登校ができない時には、学習機会の確保の1つとして1人1台タブレット端末を活用し、学校がオンラインで家庭とつながることができるよう支援します。		総合教育センター
		(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進 (12/45) ① 豊かな体験活動の充実を図ります。 ○小学校の「鹿野山セカンドスクール」や中学校の「富士吉田自然体験学習」などの活動内容の改善を図り、友だちと協力する喜びや、やり遂げる喜びなど、感動あふれる体験活動を支援します。 ○小学校4・5・6年生において令和元年度まで行っていた形態にできるだけ戻し、宿泊自然体験学習を実施します。実施に際しては、宿泊再開に伴う宿舎での安全指導の徹底を図ります。 ○児童生徒の豊かな体験を実現するために、富士吉田青年の家と連携した宿泊自然体験学習の可能性を検討していきます。 ◎宿泊自然体験学習実施内容の充実、施設運営の効率化の観点から、民間の活力を導入した施設業務委託の可能性を検討します。 ○教職員を対象とした幼稚園・保育所(園)・こども園・小学校・中学校連携研修の成果を活用して、児童と就学前児との交流学习を更に充実させます。 ○中学校家庭科による保育体験学習など、異年齢との交流を通じた学習の充実に努め、思いやりの心や人間関係を築く力の基礎を培います。 ○わくわく学びブランドでは、講座の定員数の限定、オンデマンド配信など、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施します。また、市内にある大学と連携した科学教室を実施するなど、児童生徒の学びに対する興味関心を高められるよう工夫します。	34,464 615 0 751 29,992	学校教育課 こども保育課 指導課 総合教育センター 鹿野山少年自然の家
		② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実を図ります。 ○道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校の教育活動全体で進める道徳教育の一層の充実に努めます。 ○千葉県教育委員会作成の「映像教材」等の活用を促進し、道徳科の年間指導計画の充実を図るとともに、研修等を通じて、道徳科に関する教員の指導力向上を図ります。 ○学校、家庭、地域が連携した、あいさつ運動やごみゼロ活動など、学校、家庭、地域との協働活動を通じた児童生徒の道徳性の涵養を図ります。		指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅰ 子どもの未来をひらく力を育む教育の推進	4	③ 学校人権教育の充実を図ります。 ○千葉県教育委員会作成の資料「大切な自分 大切なあなた」を学校に周知し、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。 ○教職員の人権意識を高めるとともに、人権教育に関する指導力の向上に向けて、千葉県教育委員会研修事業等を活用し、推進役となるリーダー層の育成を図ります。 ○インクルーシブ教育やLGBT等の性的マイノリティーに関する教育など、日々の学校生活における喫緊の課題について、組織的な対応を進めます。 ○教育相談やSOSの出し方教育の充実を図り、よりよく社会と関わる資質・能力や実行力を養います。	7,136 2,581	指導課
		④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進を図ります。 ○総合教育展、読書感想文コンクール、英語発表会、席書会、芸術鑑賞教室などの開催や『文集ならしの』の発行(デジタル化も検討)等の習志野市文化連盟事業や芸術鑑賞教育をとおして、幼児児童生徒の豊かな情操を育てます。 ○「音楽のまち習志野」ならではの芸術・情操教育を推進していきます。習志野文化ホール休館後も、他市のホールを活用した各学校の合唱コンクールや部活動行事への支援及び小中学校音楽会、ならしの学校音楽祭の開催などをとおして、芸術振興・情操教育の充実を図ります。		指導課 学校教育課
		(3) 健やかな体を育む教育の推進 (13/45) ① 学校と家庭・地域が連携した健康教育を推進します。 ○保健主事・養護教諭が中心となり、感染症予防教育等を含めて、with コロナ時代に即した健康教育を計画的に推進します。 ○学校保健委員会の活性化を図ります。 ○家庭・地域と連携し、よりよい生活習慣の確立に努めます。	10,123	学校教育課
② 体力・運動能力の向上を図ります。 ○児童生徒の体力や運動能力の向上を目指して、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、体育・保健体育の授業改善を進めるとともに、学校行事、業間体育や、運動部活動等を活用し、身体を動かす機会や、遊・友スポーツランキングちばに積極的に取り組み充実を図ります。 ○体育に関する教員の指導力の向上に向けて、教員の課題やニーズを把握し、体力・技能向上に効果的な研修内容を工夫するとともに、保健体育科の授業を相互に参観する機会を設けるなど、授業改善を図る取り組みの充実に努めます。 ○持続可能な運動部活動に向けて、部活動ガイドラインに基づいて、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するとともに、部活動支援事業を引き続き推進するなどして、自主的・自発的活動の更なる活性化に努めます。 ◎運動部活動の地域移行に向けて、休日の部活動において、市内1部活動以上を地域移行し、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築と本市が築いてきた部活動の良さを活かした活動に努めます。	指導課			
		③ 児童生徒・教職員の健康管理を進めます。 ○各種検査や健康診断・ストレスチェックの実施により、児童生徒・教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図ります。	75,473	学校教育課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅰ 子ども未来をひらく力を育む教育の推進	4	(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施 (14/45) ① 食育の充実を図ります。 ○栄養教諭や栄養職員による食育を実施します。 ○保護者や地域と連携した食育を進めていきます。 ② 地産地消を推進します。 ○学校給食に地元農家の野菜を積極的に取り入れるなど、地産地消に努めます。 ③ 安全な給食の提供を進めます。 ○「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」に基づき、アレルギー対応を実施します。 ○学校給食における危機管理マニュアルを遵守した衛生管理の徹底を図ります。	22,324 3,787	学校教育課 学校給食センター
		(5) 特色ある学校づくりの進展 (15/45) ① 特色ある学校づくりを推進します。 ○各学校の自主研究における学習指導法研究、市指定校の研究を支援し、推進していきます。 ○各学校がそれぞれの特性や地域の実態に応じた創意工夫ある取り組みを発揮し、特色ある学校づくりを行えるよう、学校職員の資質向上を図り、教育効果を高めるために指導主事等が学校を訪問し、教育課程や教科研究について指導、助言を行います。 ○各学校が取り組む研究をオンラインやオンデマンドでの配信も含め、広く公開し、小・中学校の研究成果を市内全体で共有していくことで授業力の向上に努めます。 ○日本語を母語としない児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるように日本語指導に係る支援体制を整えるとともに、全ての児童生徒が互いに言語や文化の違いに気付き、多文化共生について学ぶことのできる環境づくりを図ります。 ② 地域の教育環境を生かした教材の開発を進めます。 ○各学校の地域の特色を生かして、その地域にある素材を教材化して授業を構成したり、地域・家庭の優れた人材を授業で活用したりして、児童生徒の学びを豊かなものにし、地域の風がいきかうあたたかい学びを創造する中で、人間関係形成能力を育みます。	5,678	指導課 指導課
子ども未来につながる教育の展開	5	(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開 (16/45) ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。 ○生活や社会と関連付けた単元や題材を意図的に設定し、児童生徒が自ら問いや必要感をもつ学習を充実させ、学び合いの中で思考を深め、主体的で対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることで、知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力や人間性の涵養に努めます。 ○各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、言語活動や実践的・体験的な活動等を通して、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成することを目指します。 ○デジタル教科書の積極的な活用を推進し、児童生徒の理解を深めるように努めます。 ○カリキュラム・マネジメントと関連付けた授業形態や指導方法を工夫し、情報活用能力の育成を図る単元・題材を設定するよう努めます。	1,052	指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅰ 子ども未来を未来に つなげる教育の推進	5	<p>② 読書教育の充実を図ります。</p> <p>○「習志野市子どもの読書活動推進計画(2019~2025)」に基づき、実践を進めます。また、学校図書館の利活用促進と整備を図り「優秀図書館」「いつでも利用できる図書館」を目指すとともに、市立図書館との連携を図ります。</p> <p>◎学校における電子図書の活用について、検討を進めていきます。</p> <p>○古い図書の更新に取り組みます。</p>	2,675 23,124	指導課 教育総務課
		<p>(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 (17/45)</p> <p>① 個に応じた進路指導の充実を図ります。</p> <p>○生涯学習の基礎として、また、将来に向けた人生設計へと発展していくために、児童生徒一人ひとりが自分の能力・適性や可能性を把握し、主体的に進路を自己選択できる資質・能力の育成を図ります。</p> <p>② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成を図ります。</p> <p>○大きく変化していく社会を児童生徒が逞しく生きていく力を育むために必要な、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を、学校の教育活動全体を通して身に付けさせます。</p> <p>③ 外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。</p> <p>○外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養うなど、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実させます。</p> <p>○総合的な学習の時間や外国語、外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。</p> <p>◎ICTを活用しての国際交流の推進について、検討を進めていきます。</p> <p>④ 平和教育・環境教育の充実を図ります。</p> <p>○本市の「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、習志野市原爆被害者の会と連携した「被爆体験講話」の実施やDVDの視聴等により、児童生徒の平和意識を高めます。</p> <p>○指導主事による教科指導や研修を行い、総合的な学習の時間を核としながら、各教科等横断的にSDGsに対する児童生徒の知識・理解を深めるとともに、持続可能な社会の創り手を育成します。</p>	71,867	指導課 指導課 指導課 教育総務課 指導課
		<p>(3) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開 (18/45)</p> <p>① 1人1台タブレット端末の効果的な活用を図ります。</p> <p>○ICT活用推進プロジェクトにおいて、学習指導の一層の充実、学校と家庭との連携強化、臨時休業時や欠席の児童生徒における学習保障(オンライン授業)のためのICT機器の活用を推進します。</p> <p>② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実を図ります。</p> <p>○全小・中学校でより効果的なICT機器の活用が図れるよう、指導主事及びICT学習指導員が活用事例を示して指導するとともに、ICT支援員によるさらなる支援の充実を図り、教員の授業力向上に努めます。</p> <p>○ICTマイスターとして、各小・中学校のICT活用を推進するリーダーを育成し、各校におけるOJTによる研修の充実を図ります。</p> <p>③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実を図ります。</p> <p>○各教科ごとに、ICTマイスター等を講師とした実践的な研修を実施し、教員のICT機器を活用した指導力の向上を図ります。</p> <p>◎ICT活用の基本的な内容を中心とした基礎研修を実施します。複数の講師を配置し、少人数で学ぶ場を設定することで、教員の不安感・苦手意識を軽減し、指導力向上を図ります。</p>	442,553 1,329 442,553 70,078	総合教育センター 指導課 総合教育センター 総合教育センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅰ 子どもを未来に つなげる教育の 推進	5	<p>(4)安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 (19/45)</p> <p>①安全管理を徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学校にて危機管理マニュアルを見直し、教職員の役割分担を明確化します。安全教育の充実の観点から、その取り組み評価をPDCAサイクルの視点で改善を図ります。 ◎学校や通学路等で発生した事故の状況をデータベース化して分析し、安全対策を進めるとともに、関係機関との連携を図ります。 ○地域と連携した実効性のある防災訓練を実施します。 ○通学路安全対策協議会を設置し、学校、街路整備課・防犯安全課、習志野警察、教育委員会が連携し、通学路の点検及び定期的な学校施設の安全点検と安全教育を行います。 <p>②安全教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等が災害時に自らの命を守るために主体的に行動できるように教育活動全体を通して、生活安全、交通安全、災害安全の指導に努めます。 ○各学校における学校安全計画の内容を確認し、取組の検証を行います。安全に対する職員の研修を学校安全計画に位置付け、安全教育を通して、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成を図るとともに、保護者や地域と連携して、安全対策を推進します。 ◎習志野警察、街路整備課、防犯安全課と連携し、児童生徒に対する自転車の乗り方や交通ルールについての啓発及び指導のための資料を整理し、学校での活用を推進します。 	132 53,411	学校教育課 教育総務課 学校教育課
	6	<p>(1)多様な高校教育の一層の充実 (20/45)</p> <p>①充実した学校生活を送るための取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の外部教科研修を実施し、生徒個々に応じた学力向上に資する指導力アップに努めます。 ○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、学びの質の向上を目指します。 ○生徒一人ひとりの希望した進路の実現や、キャリア教育の一環として、進路ガイダンスの充実に取り組みます。 ○部活動を通して、努力することの大切さ、困難に立ち向かう精神力、相手を思いやる豊かな心を身に付けられるよう取り組みます。 ◎ICT教育の推進並びに個別最適な学びと家庭学習の充実による学力の向上を図るため、ICTの効果的な利活用に取り組みます。 <p>②魅力ある学校づくりへの取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文武両道を推進し、学力の向上と部活動の活性化を図り、次世代を担う優秀な人材の育成に努めます。 ○語学研修や国際交流事業に積極的に参加できる体制づくりを目指します。 ○より専門性の高い学習に取り組めるよう、地域の大学や研究機関と連携し、授業や実験を行います。 ○スクールカウンセラーとの連携を図り、生徒や保護者が安全で安心な学校生活を送れるよう、教育相談体制を充実させ、いじめ問題等の未然防止と早期発見に取り組みます。 ○学校説明会やホームページ等を有効に活用し、本校の教育活動をPRすることで「選ばれる学校」を目指します。 ○キャリア教育の一環として、授業や部活動において、市立小・中学校と連携し、教職を経験する事業を実施します。 	163,535 2,024	習志野高校 習志野高校
魅力ある市立高校づくり				

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅰ 魅力ある未来をひらく教育の推進	6 魅力ある市立高校づくり	(2) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進 (21/45) ① 地域に開かれた学校づくりを推進します。 ○ミニ集会・学校運営協議会を通じて、地域から信頼される開かれた学校づくりを目指します。 ○授業公開を積極的に実施し、多くの地域、保護者の評価や意見を参考にした学校運営を目指します。 ○学校行事や保護者向け進路講演会などを実施し、積極的に情報発信を行います。 ② 地域との連携と交流を推進します。 ○地域貢献や、学習、部活動を通じた小・中学校との交流を積極的に行い、地域から愛される学校、生徒を目指すとともに、生徒自身のキャリア教育にも生かします。 ○教職員の異校種交流を進め、相互理解を深めます。 ○外部団体との連携を図るとともに、地域人材を活用した学校の活性化を図ります。	80	習志野高校 習志野高校
		政策Ⅱ 生涯学習推進のまち習志野の推進	7 生涯学習推進のまち習志野の推進	(1) 学習機会の充実 (22/45) ① 公民館講座の充実を図ります。 ○乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を企画し、実施します。また、子どもたちの作品展示等を積極的に実施し、来館者の増加を図ります。 ○多様な学習課題に対応した講座としてSDGsの視点で、安全・安心のための地域防災、生涯にわたる健康づくり、地域の「伝統・文化」を継承する講座を実施するとともに、大学や企業、地縁組織との連携による講座を実施します。 ○公民館の学習情報をホームページや広報習志野に掲載するとともに、自宅など、公民館から離れた場所でも講座を受けられるよう、情報機器を活用したりリモート講座に取り組みます。 ② 図書館資料の充実を図ります。 ○市民のニーズに基づいた資料整備と市民の学習に役立つ情報を幅広く提供するための多様な情報源の整備と周知に取り組みます。 ○市民が図書館に来館しなくても読書活動が行えるよう、インターネットを通じた電子書籍の貸出事業に取り組みます。 ③ 公民館と図書館が連携した事業を実施します。 ○活動・交流の場である公民館と知識・情報の入手の場である図書館が連携した事業を実施し、市民の活動の場と幅を拡大させます。 ④ 習志野市民カレッジの充実を図ります。 ○市民の自発的な学習活動を支援するため、習志野市民カレッジの充実を図ります。 ⑤ 子どもの読書活動を推進します。 ○「子どもの読書活動推進計画」に基づき、本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備し、子どもの読書活動を推進します。 ○子どもと中高生向けのフロアを備えた中央図書館の機能を活かし、小学校新入生に図書館の利用登録の案内をするなど、学校・保育所・児童会等と連携しながら事業を推進します。

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進のまちづくりの推進	7	(2) 学習成果の活用 (23/45) ① 学習成果を生かす場の提供を図ります。 ○地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図るとともに、学習成果を発表する場の提供に取り組みます。 ② 地域における人材(コーディネーター)の育成を図ります。 ○市民カレッジ卒業生を中心に、地域活動を推進する人材(コーディネーター)の育成に取り組みます。 また、サークルや団体等が学習・芸術・文化等の活動を自ら進んで行うことができるよう、サークルや人材の育成に取り組みます。 ○生涯学習の拠点であるプラッツ習志野において、各施設が連携した新たなイベント、活動を実施し、フューチャーセンターを中心に市民の新たな出会いや交流の促進、にぎわいを創出します。	155,529	社会教育課 公民館・図書館
		(3) 社会教育指導者の確保と養成 (24/45) ① 指導者の確保に努めます。 ○社会教育主事有資格者や社会教育主事など、社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めるとともに、社会教育に関する専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加します。また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者を配置します。 ② 指導者の養成に努めます。 ○専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図ります。また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導を行います。	155,529	社会教育課 公民館
		(4) 自主自立課題解決型社会の推進 (25/45) ① 自主活動(サークル活動等)の場の提供を図ります。 ○市民の自主的な活動をより活発に展開できるよう、また、社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供します。 ◎全公民館において、施設内の諸室でサークル等が活動する際に利用できるよう、持ち運びが可能なポケット型Wi-Fiの貸し出しを実施します。 ② 図書館機能の充実を図ります。 ○市民が自らの力で課題解決できるよう、図書資料の整備やLINE等による情報提供に努めます。 ○図書館の電算システムを更新し、機器の安定動作維持と機能の向上を図ります。	213,823 155,529	社会教育課 公民館
		179,711	図書館	

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	8 芸術・文化活動の振興	(1) 芸術・文化活動の振興 (26/45) ① 文化振興計画に基づいた事業の推進を図ります。 ○「習志野市文化振興計画」に基づき、関係する部署と連携を図りながら文化芸術事業を推進します。 ○文化事業に関するホームページの充実と情報の一元化を図り、分かりやすく、情報を入手しやすいよう引き続き整備します。 ◎習志野文化ホールの休館(令和5年度)にあたり、本市の文化芸術の振興において、従来の文化ホールを中心とした取り組みから前向きな一歩を踏み出し、(公財)習志野文化ホール及び習志野市芸術文化協会と相互に連携・補完しあいながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への活動支援等、新たなアプローチによる充実を図ります。 ② 市民参加行事の充実を図ります。 ○公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図ります。 ③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。 ○本市の芸術・文化の振興と推進を担う「公益財団法人習志野文化ホール」が取り組む文化事業を支援します。	30,150	社会教育課
		② 市民参加行事の充実を図ります。 ○公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図ります。	5,663	社会教育課 公民館
		③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。 ○本市の芸術・文化の振興と推進を担う「公益財団法人習志野文化ホール」が取り組む文化事業を支援します。	24,457	社会教育課
文化財の保存と活用	9	(1) 文化財の保存 (27/45) ① 文化財の収集・保存の充実を図ります。 ○指定文化財の維持管理、資料収集・資料調査等、文化財の保存に取り組めます。 ◎現状の習志野市史における追加すべき史実や見直し等、課題整理に取り組めます。 ② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実を図ります。 ○事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、引き続き、埋蔵文化財の保護に努めます。	2,573	社会教育課
		(2) 文化財の活用 (28/45) ① 旧大沢家住宅・旧鶴田家住宅の活用の充実を図ります。 ○旧大沢家住宅・旧鶴田家住宅の利用を推進するため、旧大沢家住宅の改修工事等施設の整備や主催行事の充実を図ります。	23,362	社会教育課
		② 文化財の展示・普及を推進します。 ○埋蔵文化財調査室を中心に、文化財の展示の充実を図ります。また、史跡説明板の補修に取り組めます。	273	社会教育課
青少年健全育成の推進	10	(1) 青少年育成団体の活動支援 (29/45) ① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制を推進します。 ○青少年の健全育成に寄与する団体同士の連携がスムーズに展開できるよう、定期的な意見交換等の場を提供します。 ② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化を図ります。 ○ここ数年、コロナ禍により活動制限を余儀なくされていた各青少年健全育成団体の活動の支援及び協力体制の強化を図ります。	4,167	社会教育課
		(2) 家庭や地域の青少年教育力の向上 (30/45) ① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 ○青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、見守り活動や補導活動を行います。また、「少年の日のポスター展」「青少年健全育成標語展」や小学生対象の体験学習など、青少年が社会の一員であることの意識の向上と体験的な学習を通して青少年の育成を目指します。 ○青少年の健全育成を目指す、関連する他課との連携を深め、スポーツやボランティア活動、体験的な学習、相談活動の充実を図ります。	3,316	青少年センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅱ 青少年 健全 生涯 にわた る学 びの 推進	10	② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。 ○青少年のネット被害防止に向けた実態調査や関係団体からの情報収集を行い、学校との情報共有を図るとともに、県青少年インターネット適正利用啓発講演の講師派遣要請に加え、青少年センター職員派遣による適正利用啓発学習会の充実を図ります。また、県の県民生活課が実施するネットパトロールとの連携を、引き続き行います。	3,316	青少年センター
		(3) 青少年のための施設における活動の充実 (31/45) ① 富士吉田青年の家における活動の充実を図ります。 ○学校の自然体験学習や各種団体が実施するキャンプ体験、研修活動に対し、その目標達成に向け、コロナ禍を踏まえた様々な改善や支援を行います。	16,734	社会教育課 富士吉田青年の家
		(4) 子どもの居場所づくりの推進 (32/45) ① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備を図ります。 ◎就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、屋敷小学校、実花小学校、向山小学校及び香澄小学校に「放課後子供教室」を開設します。	114,410	社会教育課
		② 地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。 ○「放課後子供教室」において、学習やスポーツ、芸術文化活動、地域住民との交流等の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。	118,999	社会教育課
「する」 「みる」 「支える」 スポーツの 推進	11	(1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 (33/45) ① 「する」スポーツを推進します。 ○働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう「親子参加」の機会拡充を図ります。 ○ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めます。 ○自宅等でも運動が続けられるよう、オンライン等のスポーツ教室に取り組みます。	23,152	生涯スポーツ課
		② 「みる」スポーツを推進します。 ○トップチーム、トップアスリートの試合を誘致し、市民が身近に観戦できる機会を提供します。		生涯スポーツ課
		③ 「支える」スポーツを推進します。 ○新しい生活様式に配慮しつつ、スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援します。 ◎市民にスポーツを身近に感じてもらえるよう、スポーツイベント等の広報活動の充実を目指します。	247,710	生涯スポーツ課

※令和5年5月8日以降、「習志野版あたらしいルール(生活様式)」は廃止となりました。

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅲ 家庭 教育 力 の 向 上 ・ 地 域 社 会 の 連 携 に よ る 教 育 の 推 進	12	<p>(1) 家庭教育に関する学習機会の充実 (34/45)</p> <p>① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実を図ります。 ○乳幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催します。また、講座を録画してオンデマンド配信を行うなど、保護者が参加しやすい開催方法等を検討します。</p>	157,638	公民館
		<p>(2) 家庭教育相談の充実 (35/45)</p> <p>① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割を推進します。 ○子どもに関する多様な相談、家庭や学校の困り感に耳を傾け、それぞれに合った教育相談を進めていきます。外部とのつながりが必要な児童生徒には、適応指導教室や訪問相談などにつなげていきます。 ○事例研修を通じて、適切な支援を行うことができるよう、相談員の専門的な知識や技術の向上に努めます。 ○学校、指導課、子育て支援課、ひまわり発達相談センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、児童相談所等の関係諸機関との連携を図り、相談者の要望に応じた相談の充実に努めます。</p> <p>② 長欠・不登校児童生徒解消を推進します。 ○ひきこもり傾向がある児童生徒には、訪問相談が活用できるように積極的に働きかけるなど、家庭や学校と連携して、不登校児童生徒の支援に取り組みます。</p> <p>③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応を図ります。 ○小・中学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、子どもの変化から児童虐待の兆候やヤングケアラーの早期発見に努めます。 ○子どもの命と人権を守るために、市長事務局、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係諸機関と速やかに連携し、組織的な解決を図ります。</p> <p>④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応を図ります。 ○児童相談所による一時保護等から学校に戻った児童生徒について、学校と関係諸機関との情報共有が継続して図られるよう体制の見直しに努めます。 ○関係諸機関が作成した資料等を活用して、学校が対応する際のポイント等について、研修会等を通じて周知します。</p>	2,810	総合教育センター 指導課 指導課
地域 に 開 か れ た 学 校 づ く り	13	<p>(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実 (36/45)</p> <p>① 学校と家庭・地域相互の情報交換を推進します。 ◎各学校のホームページを新しく市のホームページ内に移行し、学校が発信した情報が探しやすくなるよう支援します。</p>	64,315	総合教育センター
		<p>(2) 地域とともにある学校づくりの推進 (37/45)</p> <p>① 社会に開かれた教育課程を推進します。 ○社会に開かれた教育課程の事例について各学校への情報提供を行い、教育課程の編成を支援します。</p> <p>② 地域社会との連携・協働した活動を推進します。 ○学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育成するため、これまでの学校支援ボランティアのネットワークを基盤に、各小・中学校に地域学校協働本部を設置し、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働する地域学校協働活動を推進します。</p> <p>③ 学校運営協議会の運営を支援します。 ◎令和5年度より全小・中・高等学校に設置した学校運営協議会において、学校・保護者・地域が連携し、よりよい学校運営のための支援をします。</p>	487	指導課 社会教育課 指導課 学校教育課 習志野高校
			1,840	
			80	

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進 (38/45) ① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実を図ります。 ○子どもを見守る仕組みづくりのため、青少年補導委員や中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、街頭補導活動や防犯パトロールの実施回数を確保し、定期的を実施します。 ○青色回転灯を装着した公用車による補導活動を実施し、犯罪未然防止の一翼を担います。	3,316	青少年センター
		② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりを推進します。 ○引き続き、劣化したプレートの交換、PRや出張登録会等を積極的に実施するとともに、学校と連携した保護者や子どもたちへの「子ども110番の家」の周知、加入者に対するアンケートによる意向調査や研修会の開催など、制度の充実を図ります。	665	青少年センター
政策Ⅳ 安全で教育環境のある学校環境の整備	15 安全で教育環境のある学校環境の整備	(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備 (39/45) ① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編を図ります。 ○「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、取り組みを進めます。	22,340	こども政策課 こども保育課
		② 幼稚園・こども園の施設補修を図ります。 ○老朽化等への対策及び適正な教育・保育環境を維持するため、施設の改修工事等を行います。		こども政策課
		(2) 小・中学校の教育環境の整備 (40/45) ① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等を推進します。 ○「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、校舎等の改築や長寿命化改修並びにそれに向けた設計に取り組みます。 ・大規模改修: 谷津南小学校(工事)、袖ヶ浦東小学校(設計) ・長寿命化改修: 向山小学校(工事)、屋敷小学校(工事)、 ・長寿命化改修: 第一中学校(工事) ・建替え: 大久保小学校(工事)、第二中学校(工事)、 ・建替え: 大久保東小学校(設計)、鷺沼小学校(設計)	6,003,476	教育総務課
		(3) 市立高等学校の教育環境の整備 (41/45) ① 習志野高校の教育環境の整備を推進します。 ○老朽化した施設の改修や点検結果に基づく対策など、学校施設の環境改善に努めます。	29,325	習志野高校
		(4) 学校関連施設の環境整備 (42/45) ① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバックを進めます。 ○SPC構成企業と定期的な協議会を実施します。	402,856	学校給食センター 学校教育課
		② 給食センターの日常業務の円滑化を進めます。 ○SPC構成企業との情報共有化と連絡体制を確立します。	402,856	学校給食センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号(□/45)	当初予算額	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	16 社会教育施設の再編・整備	(1) 社会教育施設の整備 (43/45) ① 社会教育施設の改修・整備を推進します。 ○市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。 ◎富士吉田青年の家では、第2次公共建築物再生計画に基づき、令和7年度から8年度に予定する長寿命化工事の設計委託を令和5年度から6年度に実施し、築75年まで施設を安全に継続使用できるよう努めます。	49,129 13,641	社会教育課 公民館・図書館 富士吉田青年の家
	17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備	(1) 「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用) (44/45) ① スポーツ環境の整備、安全性の維持を図ります。 ○学校体育施設開放事業の充実に努めます。 ○老朽化対策など、利用者が施設を安全・快適に利用できるよう改修工事を実施します。 ○東部体育館を含めたネーミングライツパートナーの導入を通じて財源を確保し、体育施設の良好な管理運営を行います。	192,105	生涯スポーツ課
	18 教育行政の効率的・効果的な展開	(1) 教育委員会事務局の活性化 (45/45) ① PDCAサイクルに基づく活動を推進します。 ◎「教育に関する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価(報告書)」を見直し、PDCAサイクルに基づく取り組みが、より分かりやすく表現できる様式に改めます。 ② 広報活動の充実に図ります。 ○学校教育だよりの内容充実、その他の情報発信の工夫に取り組みます。 ○学校教育を中心に、生涯学習部やこども保育課の活動も含め、幅広い情報の発信に取り組みます。 ③ 学校事務職員との連携を強化します。 ○学校事務職員との連携により、効率的かつ正確な事務を実施します。 ④ 先進的な施策の研究を進めます。 ○中・長期的な視野に立った施策等について研究します。 ⑤ 学校における働き方改革を推進します。 ○ICTを活用した出退勤記録システムを活用し、教職員の勤務時間を客観的に把握します。 ◎校務支援システムの更新をはじめ、ICTを活用することにより事務処理の効率化を図ります。 ◎教育委員会から学校へ依頼する調査等について精査、削減に努めます。同様・重複する内容の調査等を削減するとともに、チェック体制を強化します。 ◎学校において教育課程の工夫による放課後時間の確保等により、「子どもと向き合う時間を確保できている教職員の割合」100%を目指します。 ○部活動において、ガイドラインに沿った活動を行うと同時に効率の良い充実した部活動を目指します。	60	教育総務課 教育総務課 教育総務課 学校教育課 教育総務課 教育総務課 学校教育課 指導課 総合教育センター